

令和2年3月三種町議会定例会会議録

令和2年3月12日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

14番 安藤賢藏

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	金子孝	
税務課長	金子英人	町民生活課長	高橋泉	
福祉課長	加賀谷司	健康推進課長	佐々木恭一	
農林課長	寺沢梶人	商工観光交流課長	桜庭勇樹	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘総合支所長	工藤一嗣	山本総合支所長	工藤伸也	
会計課長	平澤仁美	教育長	鎌田義人	
教育次長補佐	木村将来	農業委員会事務局長	佐藤慶一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤誠	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	近藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

第1 一般質問

議長 金子芳継は、令和2年3月12日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問を行います。

順次発言を許します。

10番、大澤和雄議員。10番、大澤議員。

10番（大澤和雄）

私からは、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の配備についてであります。

政府が秋田市新屋地区を候補地として配備を進めていた、地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の設置には秋田市民だけではなく、県内多くの県民の反対の声が上がり、現在の情勢では新屋地区への配備の可能性はかなり低いように思われます。

秋田県にこうしたミサイル基地を設置すること自体に反対でありますけれども、新屋地区への配備が困難となった場合、三種町にある自衛隊の射撃場周辺が候補地となるのではと危惧するものであります。

平成30年9月議会でも、このことについて質問した際に町長は、三種町にそのような動きはない、三種町にイージス・アショアを配備させることには反対であるとの見解を示しております。

三種町への設置等の動きは今も全くないのか、また町長の見解は今も変わりはないのか、このことについて町長の見解を伺いたいと思います。

次に、2点目の、新型コロナウイルスへの対応と影響についてであります。

政府は、全国の小中学校、高校や特別支援学校を3月2日から休校するよう要請いたしました。これを受けて、町内小中学校も2日から臨時休校とすることが報道されました。このことについては、町長の行政報告でも述べられており、卒業式についても規模を縮小して開催することとしたとあります。突然の休校となったことについて、学校や児童生徒や保護者への対応はどうだったのか。特に、保護者の方は学校が休校になっても職場との関係などで、子供が休んで対応するのが困難な方もいたのではと心配する声も上がっていましたが、これらの対応はどうだったのか伺いたいと思います。

また、突然の休校要請で学校給食関係はどうなのか。既に食材など年度内の発注を終えたものもあるのではないかと心配したわけでありませうけれども、その後、委員会審査のときに、納入業者へキャンセルしてもらったということでありました。いずれ、納入業者の方にも大きな打撃となったことと思います。今後の学校の再開への対応、また学校給食等、これらの対応はこの後どういうふうを考えておられるのか伺いたいと思います。

また、小中学校の突然の休校によって、放課後児童クラブでの受け入れも限界があるのではないかと考えておりますが、これらの対応はどのようなようになっておられるのか伺いたいと思います。

また、当議会に一般質問通告書を提出した3月2日時点では、秋田県では新型コロナウイルスの感染者が確認されておりましたので、通告書にもそのように記載しておりますけれども、その後3月6日に秋田県でも新型コロナウイルスに感染していることが確認されたと発表しております。全国的に、感染経路が追跡調査で判明した事例も報道されておりますけれども、感染経路がわからない患者も増加していることから、町民の間でもいつどういふ形で感染するのか、不安の声が広まっております。町は、3月3日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しておりますけれども、町として正しい情報を見きわめ、今できる感染予防対策などの情報提供に努めるべきと考えております。このことについては、さきの行政報告でも述べられておりますけれども、これらの対応について伺いたいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染への不安により、町内の観光、特に森岳温泉のホテルなどへの宿泊客の減少など影響が出てくるのでは大変危惧しております。関連業者との情報交換、相談などに対応していかねばならないと考えております。さらに、状況によっては何らかの支援も検討することも視野に入れて対応していかねばならないと考えております。秋田県では、県制度融資の経営安定資金に新型コロナウイルス感染症対策枠を設け、9日から取り扱うと報道されております。これら県の対応を見据えつつ、町としてもさまざまな対応を検討していかねばならないと考えております。これらの対応について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

10番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。  
当局の答弁を求めます。町長。

町 長 ( 田川政幸 )

おはようございます。

10番、大澤和雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地上配備型迎撃システム（イージス・アショア）の配備についてお答えいたします。

ご承知のとおり、この問題につきましては、県内の多くの市町村議会にお

いて新屋演習場への配備反対の請願が採択されております。また、本年1月に秋田県知事それから秋田市長から防衛大臣へ、2月には自民党秋田県支部連合会幹部からも官房長官と防衛大臣に対して、新屋演習場への配備は困難との申し入れがなされております。

防衛省による調査結果の数値ミスなどの発覚により再調査を行っている状況であります。新屋配備が困難な場合、当町の射撃場を配備候補地とする町への調査、照会等は全く受けておりません。

平成30年9月定例議会での大澤議員、令和元年6月定例議会での安藤議員からのご質問でも申し上げましたが、有事の際にテロやミサイル攻撃の標的になるおそれや、レーダーの人体への影響の有無など、地域、住民の不安が解消されないままでの配備には大変問題があると認識しており、現在もその考えに変わりはありません。

今後も、国や県、県内市町村の動向も見守りながら、町民の生命、安全が脅かされることのないよう、必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルスへの対応と影響についてお答えいたします。私からは、放課後児童クラブなどのご質問にお答えし、学校関係の対応につきましては、この後、教育長よりご答弁申し上げます。

初めに、放課後児童クラブにつきましては、厚生労働省からの2月27日付事務連絡で、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子供を対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則開所していただきたい旨の通知がございました。

本町におきましても、現在、3月2日から4月5日までの月曜日から金曜日、午前7時30分から午後7時まで、児童クラブを開所して対応しております。

3月2日からの利用状況であります。町内6箇所の児童クラブ合計で1日平均60名の利用があり、小学校の授業がある通常日の利用状況と比べ、3割程度の利用状況となっております。現在、利用する児童が少ないことから、今後も児童クラブの運営には支障がないものと考えております。利用者がふえた場合は、教育支援員の配置や学校の一部を開放するなどし、対応したいと考えております。

次に、感染予防対策などの情報提供についてお答えいたします。

全国的な感染拡大により、政府がイベント自粛や学校の休校を要請したことから、町としても対策を協議し、3月3日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しております。3月5日には第2回目の本部会議を開催し、各課での情報の共有や正確な情報発信に努めることを確認しておりましたが、3月6日、県内での初の感染者が確認されたことを受け、翌7日に第3回目の本部会議を開催いたしました。

町民の皆様へは、広報みたね3月号やホームページでもお伝えしてござい

すが、改めて手洗いや咳エチケットなど感染予防に努めていただくようお願いしているところがございます。

次に、観光産業への影響及び対応についてお答えいたします。

1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、観光産業においては宿泊予約や宴会のキャンセルなどにより、経営に深刻な影響が出ているものと認識しております。

国では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者を対象に、セーフティネット保証、貸付等の資金繰り支援や労働者の休業手当等の助成を行う雇用調整交付金の特例措置を講じることとしているほか、県でも業績悪化の企業支援として、緊急の融資枠を設け資金繰りを支援すると発表しております。

こうした新型コロナウイルス感染症の影響による企業支援情報は、随時町のホームページを通して事業者の皆様へ情報提供を図り、また各種支援策のご相談に対応してまいりたいと考えております。

また、過去において東日本大震災時には町単独での復旧支援資金の利子補給を行った実績もあり、今回も町として業績が悪化した企業の資金繰り対策を含め、今後、町独自の支援策を検討する必要があるものと考えております。

私からは以上でございます。

議 長 ( 金子芳継 )

教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )

それでは、私から、新型コロナウイルスの学校関係の対応についてお答えいたします。

2月27日、政府は3月2日から全国全ての小中及び高等学校、特別支援学校などについて、春休みに入るまでの期間、臨時休校とする要請を発表しました。

これを受けて、本町としては町内小中学校を3月2日から3月19日まで臨時休校とし、また、卒業式については簡略化のため来賓の出席を求めないことなどを決定しております。

今は、感染拡大を抑制するための重要な時期であり、子供たちの健康と安全を守るための対応でありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

学校給食については、3月分の約1万2,000食、310万円分の食材を発注しておりましたが、2月28日の決定を受け、直ちに関係業者と連絡を取り、納入業者の了解のもと、全てキャンセルとさせていただいております。

なお、児童生徒、保護者への対応といたしましては、臨時休校とそれに伴う高校入試、卒業式、部活動等の対応については、先月28日に各学校より速やかに通知やメールにより連絡をとり、大きなトラブルもなく実施してきております。

共働きなど留守家庭の世帯については、放課後児童クラブで対応しておりますが、今後の状況いかんにより、各小中学校で受け入れ等の対応ができるよう準備を進めてまいります。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、大澤和雄議員の再質問を許します。10番。

10番（大澤和雄）

まず、放課後児童クラブので今答弁されておりましたけれども、非常に、突然の休校で放課後児童クラブに集中するのではないかと。それで、そこから逆に感染が広まるのではないかという、非常に全国的にそういう声、心配する声が高まっていたんですけども、当町では逆に、休校とともに、そのまま放課後児童クラブに行ったのが、学校も休みなので逆に減少したという形なので、それはまず過密状態にならなくてよかったなどは思っております。今後も、いずれ、そうした適切な対応に努めていただければと思っております。

いずれ、いつ終息するのかわからない、きょうの報道でも、いわゆるWHOがパンデミック、世界流行ということを発表して、本当に大変な状況になってきているなど思っております。ただ、これは報道によれば、世界的なさらなる流行の拡大ということでこのパンデミックを発表したのではなくて、いわゆる世界的に連携してこれを何とか防ぎたいという、そういう意図のもとでのパンデミックの発表だということも言うておりました。引き続き、当町においても冷静な対応、冷静な判断ということ、そして的確な情報を町民に知らせていくということが非常に大事ではないかなと思っております。

それで、きのう、備蓄用のマスクについてちょっと触れておったんですけども、ほんのわずかということのようですけれども、基本的に対策本部を立ち上げたのは、いわゆる備蓄用のマスクはいわゆる基本的には、三種町の地域防災計画に沿った一般災害、あるいは震災における感染症対策の一つとしてマスクも多少は備蓄しているということなんでしょうかね。その辺はどうなんでしょうか。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 それでは、私の方からお答えいたします。

現在、災害対策用で備蓄している物でございますので、感染症対策での備蓄ではございません。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

そうすると、地域防災計画に沿った分の備蓄ということで、感染症対策で

はないということのようですけれども、そうすると、今回コロナウイルスの対策本部を立ち上げた根拠となったのは、新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って、即座に早い対応で対策本部を立ち上げたと思うんですけれども、そのことについて間違いないでしょうか。ちょっと、確認したいんですけれども。

議 長 ( 金子芳継 )  
健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )  
課長 お答えいたします。

それこそ、新型コロナウイルスが発生して、新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って対策本部を立ち上げております。

議 長 ( 金子芳継 )  
10番。

10番 ( 大澤和雄 )

わかりました。これは、行動計画の全体なんですけれども、ただこの中に、今回のようにマスクとかの備蓄とかそういう備品等についての部分というのは、あくまでも行動計画で、そういうことは全然盛られていないんですよ。ですから、これは大いに今回のことを反省して、そういうことも含めた行動計画というものを定めていかなければ、やはり対応できないのではないかなど。いわゆる、防塵防護服とかあるいは特にこの三種町にはいろいろな介護施設等もありますので、そういったところも大いに不足したという場合に、町が何らかの対応ができるような体制もつくっていかねばならないのではないかなど。あと、そこの行動計画を見て、非常に今後、大いにこれは見直していかなければならないのではないかと思っているんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )  
課長 お答えいたします。

確かに、新型インフルエンザ等対策行動計画については、具体的にそういう、町として備蓄する物品については詳しい記載というものはございませんけれども、ただマスク等については、この行動計画の中では個人が備蓄、用意するものとうたわれております。実際、医薬品等、そちらの関係について備蓄するという捉え方をしておりますので、今後またこの新型コロナウイルスの関連でその辺の見直し等が必要になってくれば、その辺を検討していきたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )  
10番。

10番 ( 大澤和雄 )

この行動計画の33ページに、確かに住民、事業所、福祉施設等に対し、

マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な対策等を強く勧奨すると、こういう形で触れておるんですけれども、いずれ、ただこれだけじゃない、住民や事業所あるいは一般町民がどれだけそれぞれ対応して備蓄できるかという、非常にそれは難しい、困難な部分もあると思うんです。ぜひとも、そういったことも踏まえた町の行動計画といいますか、そういうことも、改めて考えていただければと思います。特に、先ほども申し上げましたけれども、三種町には養護老人ホーム等高齢者施設が、介護施設等ありますけれども、全国でも高齢者施設で高齢者が亡くなったり、非常にこういった方に被害が拡大しているという状況もありますので、この行動計画の中にも、病院や高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請するとありますけれども、要請だけではなくて、実際に出向いて行って相談に乗るとか、何か困っていることはないのか、そういった対応もぜひとも、そういう犠牲者が出る前にですね。県内では2例しか出ていないんですけれども、未然にいろいろな相談に乗ったり、対応して、未然に防ぐというか、そういうことも必要なのではないかと思うんですけれども。この要請だけではなくて、そうした対応ということについてはどのように考えておられるのか。ぜひとも、そういったことも行動に起こしてもらいたいと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

確かに、高齢者施設等には国、県からの通知等、町としてもそのように注意喚起の要請はしておるわけですが、実際に健康推進課のほうに施設から相談があったという事例は現在のところ受けておりませんので、まずそういう相談があれば随時対応していきたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

そういうことも視野に入れて、施設が結構三種町内にありますので、そういったところから絶対に被害者が出ないように、十分配慮していただければと思います。

三種町のホームページにも、いろいろと書かれているんですけれども、町に実際町民から心配だとか、検査するにはどうしたらいいとか、そういう相談は来ているのかどうか伺いたいんですけれども。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。



電話等での相談といいますか問い合わせは何件かありました。ただ、内容については、それこそ三種町に発生者がいるのではないかというような内容でございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

そうした場合に、政府は、医療保険を提供するに当たって全てどこの病院でもそういう申し込みがあればできるような、ちょっと誤解を生んだようなところがあるんですけども、実際にはそうではなくて、このホームページにもありますけれども、基本的には秋田帰国者接触者相談センター、ここに相談してくださいとホームページでも載っているんですけども、それは、町としてそういう相談が来た場合にこちらを紹介して、こちらに直接問い合わせてくださいということになるんでしょうか。それぞれが勝手に病院に行ってみてくださいというわけにはいかないということだと思っております。この辺の、どういう対応ができるのかどうか教えていただきたいんですけども。

議長（金子芳継）

健康推進課長。

健康推進（佐々木恭一）

課長 お答えいたします。

実際にご相談があった場合は、町のホームページにも載せておりますとおり、帰国者接触者相談センターに連絡していただいて、そちらの指示をもって、感染者と疑われる場合はそちらの指示に従って感染者対応の病院へそれこそ行っていただいて、そちらのほうで検査を受けていただくこととなります。あくまでも、今回のコロナウイルスに関しましては、それこそ感染症ということで、かなり、ワクチン等、薬もまだ現在開発されておられませんので、あくまでも感染が広がらないように相談センターのほうの指示に従って動いてもらうこととなります。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

その辺のところはやっぱり周知しないと、ちょっと心配だといって能代市内にある大きな病院とかに直接行かれる方もいると思うんですよね。ですから、その辺は、あくまでも、じゃあそれですぐ検査できるかというところという体制にはなっていない、今答弁されたとおり秋田帰国者接触者相談センターに問い合わせ、そちらの指示に従ってということなので、その辺もよく町民に周知していただければなと思っております。

次に、先ほどちょっと、教育長は特別な混乱はないということなんですけれども、きょうの新聞で休校分の学校給食費を返還するという、県もそういう対応をして、各市町村にもそれを通知するような報道がなされているので

すけれども、何人か分、これ返還するという、何日か分、各保護者に返還するということになるのでしょうか。この辺はどうなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 お答えいたします。

現在、ご質問にありました県からの通知等はまだ来ておりませんが、そちらを早急に確認いたしまして、現在のところ町ではそれを受けて、3月中の分については返還を予定しております。

議 長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

返還を予定しているということですか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 はい、そのとおりでございます。(「はい、わかりました」の声あり)

議 長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

次に、いわゆる町内の、特に森岳温泉のホテルについては、私は本当に、非常に、学校の宿泊がまず890人ですか、影響が出たということで、非常に大きい影響があって、まさにホテルの経営、存亡にかかわるような状況になっているのではないかなと非常に危惧しているわけなんです。町長も、水道、下水道料金の減免ですか、それは実施するというような報道が出ていたんですけれども。あれは、いずれ何らかの減免はするようなこと出ていたんですけれども、それはどうなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

確かに、経営する2社からお願いをされて、要請をされております。ただ、今現段階では前向きに検討するという状況でありまして、決定とまではまだしておりません。今まだ、国、県のほうの支援対策、そういうところが今、日々矢継ぎ早に出てきておりますので、そういうところもしっかり見きわめた上で、慎重にかつ前向きに検討したいと、そのように考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

10番。

10番 ( 大澤和雄 )

何か報道ではもう町長はそれもう決まったような、実施するような、何か

そういうかなり強い感じで報道されていたんですけれども。まだ、じゃあ決まっただけじゃないわけなんですか。わかりました。いずれ、そういうことも検討していただきたいなと思います。

委員会でも、ちょっとそのことについて、補助ということについてご意見が出たんですけれども、いわゆる宿泊費の補助制度、学校の合宿ですか、そういった補助制度、実施しているんですけれども、今回の一般質問の中でほかの議員の方が質問しております、いわゆる除雪費についての一部補助というか、そういった制度と同じように、今回全てキャンセルになってあと全然収入がなくなったということだけではなくて、宿泊費の一部助成ということも考えてはどうかと、そういう意見も出たんですけれども。そういった考えはあるのかどうか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 答えいたします。

いずれ、宿泊費の補助ということで、近隣の男鹿市あたりはそういう検討をしているという新聞報道もございました。いずれ、この新型コロナウイルスがまず終息しないとなかなかお客さんは来ないだろうということで、まず当面の資金繰り対策として、国なり県なりのセーフティネット保障貸付をまず業者さんにご相談していきたいなと考えております。いずれ、宿泊補助については、近隣団体の状況を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

町独自にあれもこれもといっても、予算を伴うものですから。ただ、これが非常に、3月に入ってからここ1週間、ここ1週間というそういう報道ばかりなされているんですけれども。どうも長期化するという見通しが、おおよその見通しで、すぐに終息するのかどうかは非常にわからない状況で、本当に先行きが不透明な中で、ホテルの経営者というのは大変な状況にあると思いますので、ぜひとも町独自の支援策というものを検討していただければと思っております。県の制度、融資にしても、融資限度額5,000万円、通常枠8,000万円とは別枠で貸し付けると。貸し付けが10年以内、据え置き2年ということで、通常より0.2%低い、年1.5%で貸し出すということで、こういうことも大いにホテル業者の方も、こうした支援策を利用しながら、何とか頑張ってもらいたいなと思いますけれども。町としても、こうした制度、もちろん国の制度もありますけれども、そうしたことを見据えながら、町としてもできる支援をぜひとも検討しながら対応していただければと思っております。その辺はどうなんでしょうか、町長、再度、いろいろな組み合わせで、今後の終息がなかなかつくめどがない中で、本当に業者が

持ちこたえられるかどうかさえわからないような、本当に不透明な状況なんですよね。ぜひとも、そうしたことを踏まえながら、いろいろな対応というか、相談なりやっていたいただければと思いますけれども。その辺、答弁をお願いいたします。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

国及び県では、資金繰り対策としていろいろ低利の貸し付け枠を設けて進めておりますが、国の今回の第2弾のやつでは無利子無担保のものも創設されておりますので、そういうものを観光業の皆様へ情報提供して、そういうものでまず当面しのいでいただければとも考えておりますが、いずれ給付型の補助金とかそういうものについては、いずれ今後、他団体の動向とかを考慮しながら検討してまいりたいと考えております。（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

10番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

次に、15番、小澤高道議員の発言を許します。15番、小澤高道議員。

15番（小澤高道）

おはようございます。

私からは、2点について壇上での質問をいたしたいと思っております。

まず、1点目、町の除雪体制について。

これまで経験したことのない暖冬、降雪不足で、私たち町民は屋根の雪おろし、除雪も本当に楽な年となりましたが、除雪を請けている業者が苦境に立たされているという話が出ております。

町直営での雇用されている方には、休業補償なるものが支給されていると聞いておりますが、委託業者には何もないという現実が、この異常気象によってオペレーターの確保が困難に直面しているとのこと。毎月の生活費も稼げない現実となっていると。そこで、この異常気象に対応した対策を考えたらどうでしょうか。

2点目です。生活道路の整備について。

下岩川地区の県道4号線が陥没して、道路周辺の家屋の揺れがひどい状況となっているので、まず館の下から向達子までの道路状況の把握を早急に確認していただきたい。

今、三種川改修が進み、地区としても喜んでいるところです。しかし、狭隘な道路ということで傷みが激しく、この冬場から大型トラックの交通量が非常に多くなり、生活に支障を来している状況です。河川改修終了後と思っておりましたが、早急の対応を望みます。

以上であります。お願いします。

議長（金子芳継）

15番、小澤高道議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、15番、小澤高道議員のご質問にお答えいたします。

初めに、除雪委託業者に対し異常気象に対応した対策についてお答えいたします。

今年は、記録的な暖冬により本町においても降雪量が少なく、除雪機械の稼働時間も限られたものとなり、この結果、委託業者への除雪費の支払いは前年度に比べかなり少ないものとなっております。

現在、町と委託業者との間で交わしている道路除雪等業務委託契約では、委託期間内において除雪機械1台当たりの稼働時間が20時間に満たない場合は、その差額分を委託業者へ支払うことになっておりますが、次年度以降については、県及び県内各市町村の状況や委託業者の意見を聞きながら、除雪体制の安定的な運営を図るため、見直しを検討してまいりたいと考えております。

続きまして、県道能代五城目線の道路整備についてお答えいたします。

現在、下岩川達子地内において三種川河川改修工事が行われており、工事用大型車両の通行量の増加による県道の破損が著しく、地域住民にご不便をおかけしている状況であると認識しております。

町としても、ご指摘の道路区間につきましては、部分的道路補修では対応が困難な状況であると判断されることから、道路管理者である秋田県に対し現状を説明し、早急な対応をお願いしてまいります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

15番、小澤高道議員の再質問を許します。15番。

15番（小澤高道）

体制を見直してくださるということなんですけれども、この対策には私は2点についてあるのではないかと考えています。1点は、委託業者の車検、保険など必要経費分の部分がまず1点で、2点目に稼働時間の少ないオペレーターの確保にかかわる経費分ということで、これらを含めた対応を求めたいと思っておりますが、それについてどうでしょうか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にありました最低の20時間、その根拠となるものが、まず機械1台を1年間保有して維持していく、車検、保険等をもとにした額を、おおよそ20時間分であればその分で賄えると、そういう基準として20時間を設定しております。先ほど、議員ご質問の中で直営のオペレーターに対する休業補償と申し上げましたけれども、私どもとしては休業補償

ではなく待機分、要は町で直営のオペレーターをまず24時間縛りをかけている状態ですので、まずすぐ連絡がつけば我々の要請に対してすぐ出動できるような体制をとってもらい、そのための待機料でございます。ですから、業者委託している分に関しましては、必ずその業者のほうでオペレーターを雇用して、そちらのほうの支払いは我々は関知はしておりませんので、果たしてそちらのほうのオペレーターまで町で縛りをかけることができるか否か、それに尽きると思いますので、現在のところは業者委託に関しましてその待機料の支払いは考えてございません。

議 長 ( 金子芳継 )

15番。

15番 ( 小澤高道 )

これについて、やっぱり今回のような異常気象ということで、やっぱり条件を付して、特別ルールといいますかそういうのを構築するべきではないかと思っておりますがどうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

いずれにせよ、今年度のような冬はまず異常だと我々は認識しております。このような状態がずっと続くようであれば、常体的な、こちらの降雪量になれば、それはやっぱり考えなければならぬものですし、議員今おっしゃいました特別な例であれば、それは考慮することは必要かと思われま

議 長 ( 金子芳継 )

15番。

15番 ( 小澤高道 )

いずれ、今回のような異常という面を踏まえて、一定のルールに縛られるのではなく、やっぱり今回は特別ということで、異常という観点から今回特別な枠を設けるといって、ぜひ進んでいただきたいと思います。

2点目ですけれども、早急な対応をしていただけるということですが、これは私、今、生活道路ということで町で質問していますが、これやっぱり、行うのは県ということなのではないでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

管理者が秋田県でございますので、工事の施工は秋田県になります。

議 長 ( 金子芳継 )

15番。

15番 ( 小澤高道 )

いずれ、町からかなり強く申し入れを行っていただいて、早急に、調査よ

りももう、ぜひ新年度で、かかっていたけるように対応していただきたいと思っておりますので、そこら辺は強く要望して下さるようお願いをいたします。

以上で終わります。

議長（金子芳継）

15番、小澤高道議員の一般質問を終わります。

次に、9番、成田光一議員の発言を許します。9番、成田光一議員。

9番（成田光一）

それでは、私のから、先に通告してありますガバメントクラウドファンディングの取り組みについて、1点について質問させていただきます。

ガバメントクラウドファンディングを町として取り組んでみませんか、という提案であります。

そもそもクラウドファンディングとは、群衆と資金調達を組み合わせた造語であります。不特定多数の人がインターネットを通じて他の人々や組織に財源の提供や協力を行う仕組みであります。

例えば、地域の町おこし支援、芸術文化支援、動物愛護の支援、小児医療の支援など、さまざまな分野で活用がされております。

日本では東日本大震災が契機となり、支援したお金がどのように使われるかがわかるため、また、少ない額から気軽に寄附ができていたので注目されるようになったようであります。

世界のクラウドファンディング市場は、急激な成長傾向にあると言われており、日本国内においても2014年に環境整備が行われて、その普及に弾みがついているようです。既に、サイト上で見ますとさまざまな取り組み例が紹介をされております。

では、ガバメントクラウドファンディングとは何なんでしょうか。調べてみますと「使い道に共感しふるさと納税を利用して行うクラウドファンディング」とか、「全ての寄附がふるさと納税の対象となる、政府（自治体）が行うクラウドファンディング」などと説明をしているサイトもあります。つまり、自治体が推進したプロジェクトをPRして寄附を募る仕組みであります。

これまでのふるさと納税は、返礼品をPRして寄附を募る性質ですが、ガバメントクラウドファンディングは事業内容に共感をしていただき寄附を募ることとしております。先ほども述べましたが、自分の寄附をしたお金が何に使われるかがはっきりしているため、支援がしやすいので注目をされてきているようです。

今後、町の財政は年ごとに逼迫していく状況にあり、事業などにおいては、今以上に創意工夫が求められます。ふるさと納税の進化型とも言えるガバメントクラウドファンディングに取り組んでみてはいかがでしょうか。町の考えを聞かせてください。

また、現在行っているふるさと納税の寄附額及び件数の推移状況、それに

対する返礼品の状況などを聞かせてください。

以上で壇上からの質問を終わります。

**議長**（金子芳継）

9番、成田光一議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

**町長**（田川政幸）

それでは、9番、成田光一議員のご質問にお答えいたします。

現在、町で行っているふるさと納税は「自然環境を守る事業」「福祉向上と健康づくり事業」など6つの事業の中から、寄附者が希望する事業を指定した上で寄附をしていただく制度となっております。いただいた寄附金はふるさと元気づくり基金に積み立て、翌年度以降、寄附者が指定した事業に割り当てて活用させていただいております。

一方、ガバメントクラウドファンディングは、議員のおっしゃるとおり、自治体が具体的な事業を提示し、その事業内容に共感していただいた方々から寄附を募るものであります。全国的には動物愛護、自然環境、子供の貧困対策、文化財保護等社会的に意義がある事業に対し寄附が集まっているようであります。

ふるさと納税がこれほどまでに定着してきている理由の一つとして、返礼品の魅力という側面もあるため、今後も返礼品のPRとあわせて共感を得る魅力的な事業創出を心がけ、ガバメントクラウドファンディングも念頭に置きながら、今後のふるさと納税事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、寄附額、件数の推移状況につきましては、いち早くポータルサイトでの募集を開始した平成27年度が、件数、額ともにこれまでの最高であり、寄附件数約8,900件、寄附額は、約1億1,000万円となっております。平成28年度以降、昨年度までは、寄附件数は4,000から5,000件台で推移し、寄附額は5,000万円から7,000万円台となっております。今年度は、現時点で寄附件数5,500件、寄附額で9,500万円ほどを見込んでおります。

また、返礼品の状況につきましては、農産物、加工品を中心に現在約120品目を取りそろえておりますが、今年度は米が返礼品全体の約55%、肉が約24%を占める状況となっております。

以上でございます。

**議長**（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

9番、成田光一議員の再質問を許します。9番。

**9番**（成田光一）

初めに、ふるさと納税についてちょっと聞きます。今回の行政報告でもありましたけれども、昨年同期よりも件数、金額ともにふえているということでもあります。今の報告ですと、平成27年から、下がりつつはありますが、



今のようになってまた盛り返しているというか、そういう傾向にあると理解しております。県内では、金額とも、去年は全県でいくと12位のところにいるという報告が行政報告でありました。過去にも、1億円を超えている年もありますので、非常にありがたい制度であるし、これからも大いにPRして活用していただきたいものだなと思います。

この寄附をしていただいている方々の要望、意向とか意見、こういったものってというのは逐次把握しているものなんですか、どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

寄附をされた方々からの要望というのは、特段把握はしていないわけですが、いろいろ、寄附する際に町のほうでも6つほど寄附の使い道について、こういうものに使ってくださいというような要望を受けながら対応しているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

要望を出しながらということのようですけれども、傾向としましては返礼品がよいからとか、寄附者にとっていろいろ立場、考え方があって寄附出してくると思うんですが、返礼品がよいからそこに寄附するという場合とか、また特にほかの理由があって、別にうちはこだわらないで寄附、三種町が好きだから出しますよとか、そういうのっていうのはあるものなんですか。やっぱり、返礼品がよいと選ぶというのが多いとかあるものなんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

やはり、寄附される方は返礼品ということが主になっているとは思われませんが、ただ中には返礼品等でなくて、返礼品も要らないというような方もおられます。

議 長 ( 金子芳継 )

9番。

9番 ( 成田光一 )

返礼品は、町の特産品として120品目ほどまずあるということで、その中から選べるということですので、これは地域振興のためにも大いに頑張っていたいただきたい部分だと思います。

米が主流となってきているようですので、それはそれでまた傾向としてこれから町でいろいろ考えながら、お客さんに選んでいただいて多くの寄附を募ってもらう一つの策を考えていく必要があると思いますので、どうかひと

つその辺も試行錯誤しながら返礼品も考えていただきたいと思います。

この寄附金の金額、寄附の内容ですね。主に、寄附された方に対して報告とかあると思うんですが、そういったときにどのように使われているかというのは報告とかあるものなんですか。先ほど、町長の答弁ですと、基金に一応入れてから使うよってという説明だと、どこに使われるか漠然としない部分があると思うんですが、どこまでもやっぱり性質のものなんですか、どうなんでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

町でも、毎年寄附していただいた方々に、ふるさと納税の報告書ということで、どういうふうに使ったかというような用途について報告書を送らせていただいております。

議 長 ( 金子芳継 )

9 番。

9 番 ( 成田光一 )

寄附する立場からというか、側からいきますと、やっぱり自分のせっかく寄附した金額が三種町でどういうふうに使われているのかわかれば、これはやっぱり非常にやってよかったなと思えるかもしれないし、そういった寄附者との意思の疎通というものがやっぱり図れると思うんですけども、その辺やっぱりもっと力を入れてやるべきじゃないかなと思いますが、どうでしょう。

議 長 ( 金子芳継 )

企画政策課長。

企画政策 ( 金子 孝 )

課長 お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、寄附する段階でいろいろな、大卒の事業ではありますけれども、こういう項目にというようなことで選んでいただいているということとあわせて、今申し上げましたとおり使い道について一応報告書を送らせていただいておりますので、引き続きこのような対応で行きたいとは考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

9 番。

9 番 ( 成田光一 )

わかりました。幾らでも寄附する側の立場に立って、寄附してくれているんだというそのことを、やっぱりこちらから意思伝えることが向こうにとってもまた次につながると思いますので、こちらのほうはまずそれでがんばっていただきたいものだと思います。

それで、いよいよガバメントクラウドファンディングの本題に入るわけな

んですけれども、町長、この制度知っていましたか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

一部の方からちょっとお話がありまして、私のほうでも、直接はこの事業はわからなかったんですが、お話をいただいてからインターネット等でいろいろ調べさせてはいただきました。

議 長 （ 金子芳継 ）

9番。

9番 （ 成田光一 ）

ちょっと私もいろいろ、今回ひよんなことでこれを知ることができまして、勉強させてもらいました。いろいろなサイトがあって、その中から入っていくわけなんですけれども、一つのサイトの例を紹介しますと、ガバメントクラウドファンディングとは、地方自治体がプロジェクト実行者としてインターネットを通して世の中に呼びかけ、共感した人から資金を募る仕組みであるとなっております。民間とはまた別の制度ですね、そうしますと。サイトを通して自治体に寄附をすると、寄附をした人の所得税、住民税、寄附金額に応じて一部が控除されるということになっておりまして、従来のふるさと納税よりも具体的な使い道を示すため、寄附者にとっては透明性の高い寄附体系を提供することができる。今までと、寄附の気持ちが変わるという意味合いが込められています。どこのサイトを見ても、そういうふうに皆説明していますので。やっぱり寄附する側の、ただ返礼品を求めるじゃなくて中には返礼品要らないよっていうお客さんもいるようでして、本当に寄附したいという立場だけでやっているようです。そのためには、当然、プロジェクトの内容がしっかりしていなければならないし、それをお客さんにちゃんと伝えていかなきゃならないわけなんですけれども、こういったことをやることによって徐々に寄附金額がふえていくというのが最近の傾向のようです。

ちょっと、例を挙げますけれども、一つには、沖縄県那覇市、首里城が火災になりました。これはちょっと特異な例かもしれませんが、これを昨年の11月1日からこのガバメントクラウドファンディングを使って寄附を募ったそうです。昨年の11月です。当初は、1億円の寄附設定をしたようでして、3日目でもう1億円を突破したということで、7日目で4億円、13日目で5億円を突破したということのようです。これはもう、募金はもう終わりましたけれども、余りにも有名過ぎる事例ですので、ちょっと参考にはならないと思いますが。もう一つ、山形市で毎年行われている日本一の芋煮会フェスティバルがありますが、こちらのほうは皆さんよくわかると思います。大きな鍋ですね、あれやっぱり劣化するので交換するようでして、今の鍋が3代目になっているようです。30年使って3代目のようですけれども、これに募る目標金額というのが2,700万円。実際やってみたとこ

ろ、3,000万円を越えたということで、やっぱりイベントの中身次第では、予想以上の金額が集まる内容ですので、どうかひとつ町でも、当然、サンドクラフトであったり、森岳温泉祭りであったりいろいろなイベントやっているわけですので、そういったものに工夫しながら何とかこれから考えていただきたいというのがきょうの提案です。どうでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（金子孝）

課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、ふるさと納税とクラウドファンディングが一体化したようなものということでございますけれども、メリットあるいは課題等もあるようでして、例えばメリットにつきましては、寄附する方が自分の関心のあるプロジェクトに寄附することができる、そしてふるさと納税と同じように所得税、住民税の控除が受けられる、そして返礼品も受けることができるというメリット、あるいは自治体にとってもプロジェクトに投資してもらうことでそのプロジェクトに対する社会的な関心の度合いを把握したり、プロジェクトに対する応募者を集めたりするというメリットはあるというふうに聞いております。また、課題としては、仮に目標金額に届かなかった場合でも、寄附していただいている方々がいる以上は不足分を町が補填しても事業開催しなければいけないというようなケースもあるというふうに聞いております。そのようないろいろメリット、課題等もあると思われまますので、今回議員からご提案いただきましたガバメントクラウドファンディングの取り組みにつきましては、その課題等につきまして私どもも勉強させていただきながら、今後のふるさと納税を進めていく中で考えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（金子芳継）

9番。

9番（成田光一）

今、課長からあったとおり、目標額に達成しなかった場合というのがありましたけれども、このガバメントクラウドファンディングですと、自治体が主導となってやるプロジェクトです。目標金額が達成しなくても、要は残りを税金で賄えば事業ができるだけなんです。そういう性質のもので、決して恐れることはない。成功するためにやるだけですので、頑張っていくしかないものだと思います。少なくとも、今まで、ちょっとさっき言った芋煮会の鍋の例ですけれども、それをやらないで過去に2回、自治体の税金で鍋を2回交換しているようなので、これ3回目のやつで三代目鍋太郎っていう名前をつけて今回出ていますけれども。過去2回は、これを使わないでやっている場合は、そのまま税金が使われているということになるわけなんです。

す。それを、3回目でまずこれを知ってやることに決めて、結果として3,000万円のお金が寄附された。ありがたい話です。ぜひ、何をやるにしても、足りないときは町、自治体そのものでやる場合は、決して集まらなかったからそのプロジェクトがだめになるっていう性質ではありませんので、どうかその辺理解していただきたいと思います。単なるクラウドファンディングの場合ですと、民間がやるわけですので、目標額が達成しないとそれは未達成ということで、プロジェクトができないという性質のものになっております。その辺、分けて考えていただきたいと思います。

そういったことで、これからはまず財政が非常に困難になるわけですので、職員一丸となって、やっぱりこういったものを利用しながら、勉強しながらやっていかなければならないと思いますし、時代も昔と違ってインターネット、今もうどこでも誰でも見れる時代ですので、情報がいっぱいあります。それに載せることによって、こういった寄附者というものが今までにないほどふえてきていることは確かですので。やっぱりそういう情報を見ただけのようにするためにも、ぜひ皆さん頑張ってくださいと思いますので、どうかひとつ、これからこのガバメントクラウドファンディング、どうかひとつ取り組んでいただけるようお願いしまして、終わります。

議長（金子芳継）

9番、成田光一議員の一般質問を終わります。

次に、2番、平賀真議員の発言を許します。2番、平賀真議員。

2番（平賀真）

それでは、私から、3月2日に通告しました次の2件について質問を行います。

新型コロナウイルスによる社会情勢への対応をお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、総理がさまざまな要請を行っております。国民の生命、健康を守ることが国の重大な責務であります。小中学校の臨時休校、イベントの自粛等、さまざまな感染予防対策が行われておりますが、経済活動も同時に停滞してきております。

総理は、休職保護者に新助成金、悪影響が生じた企業に対しては雇用調整助成金を支援すると明言しております。町内でも影響を受けている保護者、企業があると思いますが、実態把握に努めるべきだと思います。町で雇用契約している職員で、影響を受けている方はどれぐらいいらっしゃるのかお伺いします。

休校中、春休み中の児童を受け入れている児童クラブの実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

今後、さまざまな事案に対応するために環境整備を検討すべきと思うが町の考えをお伺いいたします。

また、ウイルス対応で必需品のマスクやアルコール消毒液が入手困難な状況が続いております。既に質問から10日たっても現在も解消されておられません。町の災害対応備蓄品の中に当該品が含まれているのかお伺いいたします。さきの、大澤議員への答弁にも含まれておりましたがよろしくお願

たします。

2点目でございます。

児童生徒のスマホ・ゲーム機の使用実態をお伺いいたします。

児童生徒のスマートフォンの所有状況を学校では把握しているのか、また利用実態の確認、使用への指導、注意喚起は行われているのかお伺いいたします。

インターネット、オンラインゲーム等に依存していると思われる事例があるのか、また保護者からはこの点について相談等はあるのかお伺いいたします。

今後、依存症防止対策を進めるべきと思うが、町の考えをお伺いいたします。

以上2点、壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

2番、平賀真議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、2番、平賀真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルスによる社会情勢への対応についてのご質問にお答えいたしますが、町で雇用している職員への影響に関するご質問につきましては、教育長からご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、観光産業のみならず、さまざまな業種において影響が出ているものと認識しております。

国や県においては、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けの緊急支援策を講じており、町といたしましても情報提供に努めるほか、関係機関からの情報収集により実態把握に努め、的確な支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、児童クラブの実態についてお答えいたします。

大澤議員への答弁と重複いたしますが、放課後児童クラブ全6クラブで、合計で1日平均60名の利用であり、小学校の授業がある通常日の利用の3割程度の利用となっております。利用する児童が今後も少ないと見込まれることから、児童クラブの運営には支障がないものと考えております。

次に、災害対応備蓄についてお答えいたします。

町の災害備蓄品にアルコール消毒液はございませんが、マスクについては少量ではございますが備蓄がございます。

次に、雇用契約している職員の影響についてでございますが、町長部局におきましては、現在のところ、コロナウイルスの影響による休業措置等をとっておりません。

引き続き、教育長から学校関連についてお答えを申し上げます。

議長（金子芳継）

教育長。

**教 育 長 （ 鎌 田 義 人 ）**

それでは、私から学校関連の対応についてお答えいたします。

初めに、雇用契約をしている職員の影響についてでございますが、臨時休校により各小中学校に勤務している非常勤職員、特別支援教育支援員23名について、3月2日より3月19日までの任用期間中、13日間を休業とさせていただきます。なお、卒業式当日は、支援対象児童生徒の登校に合わせ1日出勤としております。

また、給食センター調理員15名については、3月2日から25日までの任用期間中、12日間休業とさせていただきます。

以上の方々については、労働基準法の規定により休業期間の賃金について、その10分の6を支給することとしております。

続きまして、児童生徒のスマホ・ゲーム機の使用実態についてお答えいたします。

昨年9月に、町内小学校高学年及び中学校全生徒に対して行ったインターネット利用調査では、小学生ではスマートフォンを持つ児童が22名、キッズ携帯・見守り携帯等の携帯電話が13名、中学生ではスマートフォンを持つ生徒が27名となっておりますが、通信機能のあるタブレットやゲーム機を持つ児童は187名で約67%、中学生は90名で約28%となっております。

昨年3月に出された内閣府の調査によれば、インターネット利用の内容として、ゲーム、動画視聴と共にコミュニケーションが多くなっており、保護者が気づかない状態でさまざまな人とのつながりができている状況にあるとしており、このことが児童生徒が犠牲となる事件に発展する可能性が示唆されております。町でも重要な課題として受けとめ、学校現場における授業等による指導の徹底を行っているところであります。

具体的には、平成27年に作成した「次代を担う三種の子 自立プラン」を軸に道徳や学級活動の時間での授業や、PTA対象の研修会等において、警察また県の教育委員会、また生涯学習課の出前講座などで講師を招いて講話を行い対応に努めております。

また、ゲームへの依存について、インターネットの問題と同様に大きな社会問題となっているところでありますが、本町におきましてもゲーム依存が疑われる事例が2校から、保護者からの相談を受けた事例が2校ございます。

現在、学校では児童生徒の状況に気を配り指導を行っているほか、保護者との面談等を行って対応に努めており、今後も児童生徒の安全・安心のために、保護者と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

**議 長 （ 金 子 芳 継 ）**

当局の答弁が終わりました。

2番、平賀真議員の再質問を許します。2番。

2番 (平賀 真)

それでは、1点目のコロナウイルスに対する再質問をいたします。

先ほど、教育長から学校関係、このコロナウイルスによる小・中の休校による影響が、契約している特別支援が23名、給食センターが15名ということで、休業補償として10分の6支給というご答弁をいただきましたが、結局このたびのこれは、国の要請により、国の要請に従って休校を決めたということですので、言ってみれば国の責任において本来は補填すべきものではないかと思っておりますので、この辺の動きはあくまで職業安定のほうの法律なのか、それとも国が将来的に補填する、その辺の形は確認はもうとれているのでしょうか。

議長 (金子芳継)

教育次長補佐。

教育次長 (木村将来)

補佐 お答えいたします。

ただいまご質問にありました休業手当の部分につきましては、こちらは労働基準法の関係によりまして、労働基準監督署のほうの指導等になります。それで、お話にもありました国からの責任においてという部分のご質問にしましては、まだ県のほうにもそのような内容の連絡等来ておりませんが、報道等でもいろいろされているところでもありますので、こちら情報収集には注意して、そのような対応の政策ができた場合には即座に対応したいと思っております。

以上です。

議長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

定かではないんですけれども、とりあえず町がコロナウイルス対策にかかった費用については、特別交付税算入される予定だということで、一部連絡は入っております。

議長 (金子芳継)

2番。

2番 (平賀 真)

まさに、日々、政策、情報等が変わりますので、どうかそれぞれ鋭意情報収集しながら、適切な対応をお願いしたいと思います。とりあえず、労働基準法にのっとって支給してもよろしいでしょうし、またいずれ補填されるものであれば、その差額等を支給、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

また、質問が3月2日でございましたけれども、3月6日に秋田県で初めての罹患者が発症したということですが、当町内において、例の中国の武漢から帰国といいましょうか、武漢から帰ってきた方、また上海から帰ってきた方がいるやにお聞きしておりますけれども、町としてはそういったことの



事実関係は把握しているのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

その辺の情報に関しましては、県からも一切町のほうにおりてきておりませんので、把握はしておりません。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

さまざまな、今、それこそスマホとか、情報が、一回情報というものがそういうネットに流れるともうとめることができず拡散していくのはご承知のことだと思います。県南のある食品、ラーメン屋さんですが、あれはもうデマでしたけれども、全国ニュースで流れるくらいの被害が生じたということで、警鐘の意味で全国のワイドショーでも取り上げたかと思います。当町の中でもそういった、県から情報が入らないけれどもちまたでそういった情報が流れているということもありますので、もしそれが俗に言うデマといいましょうか、そういったものであれば、町としても何らかの対応、もし事実であればまたそれこそ逆に県のほうに報告して、今後の経緯を見守るとか、そういった形もとるべきかと思いますが、町としては逆に県から来ない限りはあえて調査とかといいましょうか、そういった事実があった場合は報告とかしないということによろしいのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

その辺の、町民の間でどういうデマが飛び交っているかっていう部分に関しましても、把握が困難でございますし、そういう情報が届いても県のほうへ報告という定めがありませんので、その辺の対応は現在とっておりません。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

ある程度、もし町民のほうから情報提供があった場合は、事実確認等はやり行うべきではないかと思っておりますので、担当課としてよろしくお願いたしたいと思っております。

また、災害のほうの備蓄、先ほどの大澤議員への答弁の中でマスク等は個人が備蓄すべきものと課長から答弁がありました。防災計画の中には、感染症対策等が入っていないということで、防災というのは災害等でしょうか。今回のこの、まさに国難、世界的な大きな災害と言っているほどの新型

コロナウイルスのことをございますので、今後は感染症対策も含めた備蓄のことも考えていくべきではないかと思ひます。国では、今、これ買ひ上げて各地方といひましようか、医療関係、福祉関係等、学校等にマスクを配布するやに日々情報が入っておりますけれども、いまだに薬局等にはマスク等がございませんでした。といひことで、この周知といひましようか、町でもやはり緊急対応するために、今後こういつた感染症対策に対する備蓄品も検討すべきかと思ひます。当然、衛生品関係ですので、使用期限といひのはあるかと思ひますけれども、そういつた形で緊急的な対応をすべきものだと思ひます。また、先ほど個人が備蓄すべきものと捉えていひるといひる答弁がありましたが、大分前、前町長のときに防災意識を高めるために災害持ち出し袋といひましようか、災害に対する3日間1人が用意する物を町で用意してみても提案しましたが、しかりお断りされまして、中身じゃなくても袋だけでも印刷した物を配れないかと、それもお断りされましたけれども。やはり、個々の災害に対する、またこういつた感染症に対する意識をここでも一度喚起をする時期に入ってきていひるかと思ひます。どうか、そういつたことも踏まえて、町の広報でも、余り備蓄備蓄といひるとまたトイレトペーパーがなくなつたように、間違った備蓄のない、きちんとした正確な何日分とかいひうような形で、そういつたものを町の広報等に織り込みながら、いひ一度災害、感染症に対するような意識を高めるための、まだこれはおさまつていひませんけれども、今後そういつたものも喚起する意味があるかと思ひますが、町の考えをお伺ひします。

議 長 ( 金子芳継 )

健康推進課長。

健康推進 ( 佐々木恭一 )

課長 お答えいたします。

それこそ、今、議員おっしゃるとおり、その辺の現在物資足りていひない、手に入りにくい物がございますけれども、その辺が落ちつた状況になつてから、そういう注意喚起なり、広報等でお知らせしていひうように取り組んでまいりたいと思ひます。

議 長 ( 金子芳継 )

2番。

2番 ( 平賀 真 )

今後、あすですか、政府が特措法の改正案を通すといひ新聞報道が出ておりますので、まさに今後、これが拡大した場合、緊急事態宣言が国から出ないとも限りませんので、どうか町としてもさまざまな対応を迅速に行えるように、常に心構えをしていただければと思ひます。

また、この感染の中で、さまざまな自粛がある中で、名古屋ではデイサービス等の施設の一斉休業の要請を出したといひ報道が出ております。当町でも、もし仮に秋田県の中でもこういつた介護施設、デイサービス等の事業が一斉にとまったら、当然そういつた方々を預けられなくなつた方々は、ご家

族が在宅で見なきゃいけなくなるということは、まさに社会がストップしてしまうような大きな災害といえましょうか、なる可能性が大でございます。どうか、各事業所に対して、町の指導の管轄じゃないと思いますが、いま一度、当然県、保健所等で各施設等には十分対応を要請しているかと思えますけれども、もし先ほど申しましたように備品等の支給等で賄える物があつたら、迅速に対応していただきたいと思えます。

それでは、2点目のスマホ・ゲーム機のほうの再質問を行いたいと思えます。

各学校でも対応をしているかと思えますけれども、先ほど教育長の答弁の中で、事例、相談等2校あるということでもございましたけれども、やはり、こういった家庭の中で親御さん方の指導等ができればいいんですけれども、中に、こういったゲーム機等の場合は完全に自分の部屋に入って布団の中にもぐって、親が見たらもう寝たかと思いつながら、布団の中で一晩中やっていたということもあるように聞いておりますけれども、先ほど、子供たちは道徳の授業、親御さんにはPTAの会合等で講和等を行っているということでもございますけれども、先般、大館市の教育委員会で、ゲームは1日60分という条例制定の方向が出ておりました。この時間がどうのこうの、時間に対して60分云々というのはどういう基準かはわかりませんが、要はそれだけ大館市の教育委員会では重く受けとめている、子供たちの成長または一日の限られた時間の有効等、条例で制定する、規制しようという動きまで出ておりますけれども、今後町としては、こういった事例等が依存症対策防止のために何かしら今より以上の対策を考えているのか、再度お伺いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )  
教育長。

教 育 長 ( 鎌田義人 )  
今、お話しのことですけれども、先ほど申しました平成27年に作成した「次代を担う三種の子 自立プラン」というのがあるんですけれども、この中かなり詳しく書いています。これを徹底させておりますので、今のところはこれで行きたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )  
2番。

2 番 ( 平賀 真 )

これは、学校だけでできることではないので、やはりこういった平成27年のプランがあるようでございますので、そういったことを地域、親御さん方に改めて理解していただくような行動を起こしていただければと思えます。

それでは、以上で終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

2番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、13番、堺谷直樹議員の発言を許します。13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

それでは、さきに通告しました2件についてお伺いをいたします。

町道の整備について。

町道について維持修繕が必要な箇所がかなり見受けられる。整備の優先順位については町長が施政方針で話したとおりでと思うが、今議会で報告のあった専決処分のような事例は過去にもあった。町は老朽化が進む舗装及び側溝等をどの程度把握しているか。

また、整備の基準となる道路台帳の管理はどうなっているのか。危険度の判断は誰がどのように行っているのか伺う。

次に、プログラミング教育について。

新年度から、プログラミング教育が小学校で必修化される。これを学ぶことは、今後情報化社会へ身を置く子供たちにとって大変重要なことであり、物すごくメリットのあることだと思う。しかしながら、限られた時間の中でこれを学ぶとなると、教員や児童の負担も相当なものになるのではないかと危惧している。これについて町はどう考えているのかを伺う。

また、パソコンに慣れてくるとインターネットを使う機会もふえてくると思うが、インターネットの危険性をよく知らない子供たちがネット犯罪に巻き込まれる可能性は十分あると考えられる。これをどう考えているかあわせて伺う。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長 ( 金子芳継 )

13番、堺谷直樹議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長 ( 田川政幸 )

それでは、13番、堺谷直樹議員のご質問にお答えいたします。

私からは、町道の整備についてのご質問にお答えいたし、プログラミング教育についてのご質問につきましては、教育長よりご答弁申し上げます。

道路台帳につきましては、毎年整備しておりますが、現況路線の起点、終点の位置、延長、幅員、面積等を管理しております。

町道の維持補修につきましては、毎年計画的に整備しておりますが、維持補修工事等は、住民生活と密接な生活道路や通学路を優先し、道路パトロールや自治会からの要望等により、現地確認を実施しながら危険度、緊急性を基に判断し対応しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

私からは以上であります。

議長 ( 金子芳継 )

教育長。

教育長 ( 鎌田義人 )

続きまして、プログラミング教育についてのご質問にお答えいたします。

4月から全面実施する新学習指導要領により、小学校ではプログラミング教育など、新たな教育内容が加わり、その指導に関し不安や負担を感じてい

る教員が多くいることも認識しております。

本町では、独自に採用した教育活動推進員を中心として、プログラミング教育に必要な教材の選定と適切な学習方法について教育委員会で検討し、来年度に向けて準備を進めてまいりました。

具体的には、これまで夏休みと冬休みに小学校の全教員を対象としたプログラミング教育研修会を3回開催しております。研修会では新指導要領にある算数、理科及び教員から要望のあった音楽についても研修会を実施しております。また、2校において教育活動推進員による授業を実施し、教員の指導や児童への対応に努めております。

今後も教員への指導や研修を行うと共に、来年度は教育活動推進員がプログラミング教育の授業中もサポートを行い、教員や児童がよりよい環境で学ぶことができるように努めてまいります。

次に、インターネットに関する犯罪への考え方についてでございますが、町内では幸いにも事例はありませんが、インターネット犯罪による被害児童生徒の増加が社会問題となっており、非常に重要な課題として受けとめており、指導の徹底を行っているところであります。

残念ながら、インターネット犯罪に関しましては、日々新たな手法での事件が起こり、その内容も巧妙化、複雑化しており、子供たちを取り巻く環境も非常に危惧されているところです。

教育委員会といたしましても、今後一層気を引き締め、警察、県教育委員会など関係団体と連携を図りながら対応し、保護者と一体となり子供の安全・安心のため取り組んでまいります。

以上であります。

議 長 ( 金子芳継 )

当局の答弁が終わりました。

13番、堺谷直樹議員の再質問を許します。13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

それでは、町道の整備について少しお伺いしますけれども、修繕についての優先順位は破損の程度とか場所とかを総合的に判断してということだと思いますけれども、来年度整備を予定している場所はどこで、今現在の状況はどんな感じなのか、わかったら教えていただきたいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

まず、今計画段階ですので詳細の場所についてはちょっと控えさせていただきますけれども、件数に関しましては補助、単独事業含めまして道路改良部分が16カ所、舗装関連が5カ所を計画しております。

あと、この後おのおのの自治会からの要望もありますので、それはその都度対応していきたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

晴れているときはいいんですけども、雨が降ると走行に支障を来すほど水たまりができる場所も中には見受けられます。冬場は特にスケートリンクみたいになるので非常に危険だなと思っているわけですが、飛塚から県道能代五城目線への接続のS字クランク、それから槻田の信号から泉八日部落までの直線区間などが該当するのではないかと思いますけれども、その修繕の計画、今、課長、場所は控えるという話でしたけれども、ここは入っていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

まず先に、県道能代五城目線に接続する飛塚3号線でございますけれども、そこは令和2年度の工事予定に入っております。それと、森岳昼寝線の泉八日から槻田の間でございますけれども、現場は我々も確認はしております。まずそこは計画には入ってはございませんけれども、あのおりまず片側の車線がもう沈下しまして危険な状態でありますので、当面の間はパトロールを続けながら水たまりが発生しないよう路肩を削る等の対処をして、維持補修で対応してまいりたいと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

雨降ったときに一度確認してみてください。

今言った場所以外にも、そういう場所がもし確認された場合、その危険度の判断は誰がして、あくまでも修繕の優先順位というもので対応していくのかどうか、そこをちょっと教えてください。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

判断は、我々建設課で行っております。その順番は、やはり危険度がまず第一に来るものと考えております。それとその場所ですね、その箇所が車の往来、人通り等、そういうさまざまな面から考慮しまして優先順位を判断しております。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

側溝の上に、縞鋼板のふたとか規格外のふたなど、見るからにして荷重強度がないものもかかっている場所をよく見受けるんですが、個人で設置した物や誰が設置したかわからない物、いろいろあると思いますけれども、それに車両が乗り上げて事故が発生した場合、これはどういう対処になるのか。あくまで道路管理者の責任になるのか、それちょっと教えてください。

議 長 （ 金子芳継 ）

建設課長。

建設課長 （ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

今議員申しましたとおり、縞鋼板になっているところはいろいろありまして、それは個人でかけた物または過去に農林サイドの事業でかけたもの、さまざまございます。そうなれば、やはり、過去にもありますけれども、道路であればまず建設課で責任となっておりますが、個人でやった場合はそのかけた側の責任になると考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

13番。

13番 （ 堺谷直樹 ）

そうすれば、ちょっと具体例ですけれども、空き地を購入して車庫を建てた場合、車を出入りさせたいんだが入り口の前に側溝があるけれどもふたがかかっていないと。通常であれば、24条申請してそこにふたかけるんでしようけれども、それを個人で勝手にかけてしまった場合、この後の対応としてはさかのぼってその申請を出させるのか、それとも個人であくまで管理をさせるのか、それとも撤去させるのか、これはどういう判断をいたしますか。

議 長 （ 金子芳継 ）

建設課長。

建設課長 （ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

まず、勝手にやったというより、我々はわからないでやったと認識しております。まず、道路法上でそういう場合は、道路管理者にかわって工事をすることは24条の申請が必要となっておりますので、そういうものを発見した場合はまずあくまでも指導して24条の申請を出していただく、そういう形で持っていきたいと考えております。

議 長 （ 金子芳継 ）

13番。

13番 （ 堺谷直樹 ）

今、課長おっしゃったとおり、わからない町民が結構いると思うんですね。ですので、町の側溝に勝手にふたかけるとだめだとか、そういうのが起因して事故が起きた場合は町に責任ないよと、そういったものもやっぱり町民に周知する必要があるのではないかと思いますけれどもどうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

今現在、ホームページでその24条申請が必要である旨、掲示はされてございますが、なかなか浸透していないのが実情でございます。本来、そういうものを周知すればよろしいんでしょうけれども、我々として依頼する側より工事を請け負う側、そちらのほうに町として周知したほうが早いのかなと思ひまして、今そういう計画を持っております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

はい、わかりました。

そうすれば、今回の報告第1号で上がってきた専決処分の温泉6号線の事故の件ですけれども、合併前に整備された側溝だと思いますが、側溝もグレーチングも軽荷重用で車が乗り上げるような仕様にはなっていないくて、それが原因で起きた事故だろうと思うんですが、あれ本当に町で整備した物でしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

そのふたに関しましては、飲食店側で設置した物でございます。そのふたがかかっている側溝に関しましては、道路法で規格外の側溝が入っております。我々確認しましたけれども、今となっては誰が設置した物か、恥ずかしいですけれどもちょっとわからなくて、過去のいろいろ先輩方に聞いて回りましたけれども、ちょっとわかりませんので、道路台帳にも載っていませんでしたので。現場に行きますと、まず道路上にある、道路内に入っているってということで、町で管理している保険会社のほうにもいろいろ相談しまして、まず今回町で対応したという形になっております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

私も見てきましたけれども、官地に入っていましたね。ただ、あれが、車両対応になっていないので、これからまた除雪ローダーだとか大型機械が乗り上げれば、またいずれ同じような、変形したり壊れたり、そういうおそれがあるのではないかと思います。本当に町で管理すべき物だとすれば、いずれ整備する必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

建設課長。



建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

今現在、まだそこは計画に入っていないと思いますが、この後計画に組み込みたいと思います。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

維持修繕について、道路台帳をもとにしていないと町長答弁でもありましたけれども、そうすれば施工年度とか舗装構成、それから附帯する構造物などが明記された道路の施設管理台帳だとか、付図というのは当町にはないということでしょうか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

まず、ないわけではなくあります。ですが、維持修繕等に活用するような内容を全て網羅してございませんので、そちらのほうを活用はしていないということでございます。

議長（金子芳継）

13番。

13番（堺谷直樹）

整備するとなると、多額の予算が必要ということなんでしょうけれども。わかりました。

最後に、きのうの会議で同僚議員も話していましたが、山本地域拠点センターの開所によって、前面の道路は今まで以上に車の往来が多くなると予測されます。コメリの前の交差点から公民館までは通学路にもなっていますし、ましてや道幅が狭く危険な状態だということはもう当局でも十分認識していることだと思います。予算、あるいは地権者、水利組合といろいろな問題があって、なかなか話が進んでいかない状態なんだろうということは私自身解釈はしておるんですが、ただ、事が起こってからではもう遅いと思うんです。教育次長、子供が巻き込まれるような事故が起きてからでは遅いですよね。（「次長補佐です」の声あり）次長補佐。

議長（金子芳継）

教育次長補佐。

教育次長（木村将来）

補佐 お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。できるだけ早く対処したいと思います。

議長（金子芳継）

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

そこで、建設課長にお願いをいたします。あれもこれも今すぐというわけにはいかないと思います。ですから、教育委員会とも打ち合わせをしながら、できるだけ、少しずつでも構わないので手を掛けていって、危険な状態というものを解消していってもらいたいと考えておりますが、どうでしょうか。

議長 ( 金子芳継 )

建設課長。

建設課長 ( 進藤 敦 )

お答えいたします。

昨日の委員会でもお答えさせていただきましたけれども、まず建設課としましては、今年度に引き続きまたその先を計画したいわけですが、さまざまな問題がありますので、2年度においてまずできるところから工事を着工したいと考えてございます。

議長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

よろしくお願いします。

そうすれば、次、プログラミング教育について、これ新しく始まった教育で私自身もちょっとわからないところがありますので、いろいろと教えてほしいなと思っているんですが。

秋田県が、全国的に高い学力を維持してきた理由の一つに、家庭学習がしっかりできているということも挙げられると思うんですが、このプログラミング教育でパソコンを持たない家庭の予習・復習っていうものについてはどう考えているのか教えてください。

議長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐

お答えいたします。

パソコンを持っていない家庭の学習についてですが、現在のところは学校のパソコンルームのほうで自主学習といった形で対応させていただいております。ただし、課題もございまして、これにつきましてはパソコンルームにパソコンを設置しているわけですが、セキュリティー上の関係から子供たち単独ではちょっと使うことができないような仕組みにしております。それなので、まず生徒からの要望等に応える形で、担任の先生方がみずからの裁量によってその対応をさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

議長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

児童全員が同じレベルになって学習できれば、それに越したことはないと思いますけれども、なかなかそうはならないと思いますし、やっぱり予習・復習というものは必要になってくるんじゃないかと思っています。都市部では、プログラミング教室とか塾があって通っているような子もいるみたいですが、この能代山本地域ではなかなかそうはならないと思います。いろいろな問題があると思いますけれども、ある一定のルールを定めて、どうですか、公民館の図書室とか、児童館とか、そういうところにパソコンを用意して予習・復習に使ってもらうというような考えは今現在あるでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 お答えいたします。

先ほどの回答と若干重複する場合もございますが、議員おっしゃるとおり、今パソコン環境の予習・復習については教育委員会としても非常に重要なことだと考えておりますが、現在のところ公民館等についてそのような対応をする施設はございません。また、先ほどのお話もさせていただきましたが、現在学校ではパソコンルームでの自主学習というものも先生の裁量に任せておりまして、一般答弁の中にもございましたが、それがかえって先生たちの負担になっていることも事実でありまして、教育委員会でもその部分は考えていかなければならないなと思っております。現在のところ、まだそういう状況にありませんので、そこら辺を教育委員会としても検討しながら、例えばどういった内容ができるかということや、あと財政もかかわってくるかと思いますので、財政と相談しながら、これにつきまして来年度検討させていただきますと思います。

以上です。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

今後の情勢を見据えながらいろいろ対応していただければと思います。

パソコンが得意な先生はいいんですけれども、不得意な先生、先ほど、教育長の答弁で3回勉強会をやったということなんですけれども、中学校と違って小学校って担任の先生1人でいろいろな教科を持つわけで、教え方によって児童の習熟度というものが変わってくるんじゃないか、そういう心配をしているところもあるんですけれども、その辺はどう考えていますか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 お答えいたします。

現在、三種町の小学校管内ではありますが、例えば理科の先生など専科教

員、専科の先生がいらっしゃるしまして、その先生方が現在三種町内では3年生以上の学年については担任ができない部分の、例えば理科の部分だとカバーしながら授業を行うようにしております。なので、プログラミングにつきましても同様のようなことが考えられますので、そういった面で対応していければと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

わかりました。

この教育が始まった背景に、将来的なIT技術者の不足を解消する目的もあるということは報道で私目にしました。これから、IoTとか、AIとか、私もちょっと聞きなれない言葉なんですけど、こういったものの普及によって産業の形が変わって行って、パソコンとネット環境があればどこに行っても仕事ができる、そういう職種がこれからどんどんふえてくるとすれば、私はこれは若者流出が多い秋田県にとっては特に力を入れていく教育ではないかと考えていますが、これ町としてはどういうふうに捉えて、どういうふうに考えているんでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

今、コロナウイルスの対応でもそうなんですけど、今テレワークだとかそういう形で自宅勤務、そういうパソコンを利用した仕事もうどんどん入ってきております。そういう時代が間もなく来るんだろうとそういうことは予想されますので、そういう意味でもこういうプログラミング教育並びにそういうインターネット環境になれるという部分はこれから大事な教育の一つであると考えております。この機会にしっかりした指導をしていきたいと、このように思います。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 堺谷直樹 )

わかりました。

パソコンの使い方になれてくると、次に気をつけねばならないというのが、インターネットの危険性だと思いますけれども、先ほど教育長の答弁で、これについては学校でもいろいろと指導しているようですけれども、ある程度知識を有した大人が教えていくということであると思いますが、これ学校だけでも教えられるものでもないし、ましてや家庭だけで教えられるものでもない。今はもう、おばあさんの隣で年長組の孫がインターネットのついたスマホをスライドさせている時代ですからね。いつ誰がネット被害に遭ってもおかしくないと思います。再来年度は、今度は中学校でこの教育、必

修化される予定ですよ。そこで、県で行っているインターネットセーフティー事業、これの出前講座を利用して、私は親子でインターネットの危険性について学ぶ機会をふやしていかなければならないのではないかと考えます。子供だけでなく、大人のネット詐欺防止にも私役立つのではないかと考えていますけれども、これどう考えますか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 お答えいたします。

秋田県庁出前講座、インターネットセーフティー事業でございますが、これについて例えば議員おっしゃいますように、例えば教育委員会の生涯学習サイドで、例えば現在の公民館事業の中でそのような啓発活動とかをしているのもできるのではないかと思います。これについて、県庁出前講座ですとお金も、かなり予算もほとんどかからない状況ですので、こちらについては検討させていただいて、先ほどお話しさせていただきました公民館のパソコンの関係と含めて検討しながら形をつくった後、ご報告したいなと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

チャイム鳴ったので、あと最後にしますね。チャイム待ちます、終わってから最後質問します。

今、次長補佐の答弁のとおり、ひとつ社会情勢を見据えながらよろしく願いしたいと思います。

最後に、子供たちがネット被害に遭わないように、この教育を推し進めるのと同時に啓蒙活動にもぜひ力を入れていってもらいたい。そういうふうに考えますけれども、どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

教育次長補佐。

教育次長 ( 木村将来 )

補佐 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、教育委員会としても重要な課題として、先ほど言ったような計画を実際にできるように具体的に進めてまいりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

13番。

13番 ( 塚谷直樹 )

よろしく願いします。

以上で質問を終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

13番、堺谷直樹議員の一般質問を終わります。  
1時まで休憩します。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの、2番、平賀真議員の児童・生徒のスマホ・ゲーム機の使用実態はの一般質問に対して、教育長より発言の訂正を求められております。教育長。

教育長（鎌田義人）

今、議長がおっしゃった平賀議員のスマホ・ゲーム機の使用実態のところでの答弁を間違えました。次のように訂正します。

ゲーム依存が疑われた事例が4校からです。先ほど、私2校と言いましたので。以上、訂正します。よろしくお願いいたします。

議長（金子芳継）

それでは、一般質問を続行いたします。

7番、加藤彦次郎議員の発言を許します。7番、加藤議員。

7番（加藤彦次郎）

質問に入る前に、通告書に間違いがありましたので訂正させていただきます。

さざなみ苑から入るときのパスを「いきいき入館証」としておりましたが、「いきいき入浴証」の間違いでありました。また、今後当局が発行する予定である定期券について「入浴パスポート」としてありますが、「入館パスポート」の間違いでありました。済みません、混乱しておりました。訂正させてください。

それでは、一般質問に入ります。

まずは、ゆめろんの経営状況についてお伺いいたします。

消費増税・燃料費の増加等を理由に、昨年10月から、ゆめろん・ゆうぱるの入館料が値上げされました。その際、財政推計が示されましたが、現状はどのようになっているのでしょうか。

また、値上げにより、さざなみ苑からいきいき入浴証を使い300円で入浴する常連客も増加していると聞いております。まずは「さざなみ苑から入れば300円、ゆめろんから入れば500円」という、いびつな現状を解消した上で料金設定を見直すべきではないのでしょうか。

質問その1です。10月から2月までの入館者数の前年同月比はどうなっているのでしょうか。

2番です。いきいき入浴証を使った人数の前年同月比はどうなっているのでしょうか。

3番目です。先般2月17日から2月29日、5,000円で1冊12枚の回数券を25,000円で6冊として販売いたしました。これは条例違反ではないでしょうか。

4番目です。さざなみ苑いきいき入浴証での入館料300円の根拠はどこにあるのでしょうか。

5番目です。バイオマスボイラー導入による経費節減額はいかほどでしょうか。

6番目です。いびつな料金状況を解消し、一般管理費を精査した上で料金設定を見直すべきではないでしょうか。

2つ目の質問です。森岳温泉の活性化に向けた施策はという質問です。

町長は、昨年3月の私の一般質問に対し、2018年11月に提出された森岳温泉の再活性化に向けた提言書を受けて、森岳温泉全体の将来像を描くため、基本計画・年次計画を策定し、2020年度以降の過疎計画に追加したいと述べていました。

当初予算では再活性化のため655万2,000円が措置されていますが、過疎計画には盛り込まれておりません。そこで質問です。

1番目。基本計画・年次計画は、策定されたのでしょうか。

2番目です。ゆうばるは、昨年12月21日にリニューアルオープンされ、大変盛況だと聞いております。今後、格安の入館パスポートが発行されれば、主に民間施設を利用していた方々もゆうばるに流れる可能性が十分考えられます。そこで質問です。

入館パスポートの発行は、民業を圧迫することになるのではないのでしょうか。

壇上からは以上です。

議長（金子芳継）

7番、加藤彦次郎議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、7番、加藤彦次郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ゆめろんの経営状況についてお答えいたします。

昨年入館料改定の際に財政推計をお示しいたしましたが、その時点での推計値では、入館者が同数程度で推移すれば黒字、5%程度減少すれば赤字となるとの推計でご説明いたしております。

現状では、1月以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響による入館者の減により、減少予想推計値より厳しい決算になるものと見込んでおります。

ご質問1点目の10月から2月までの入館者の推移についてでございますが、累計で6万4,489人、前年同月6万9,081人と比較し4,592人、6.6%の減となっております。一昨年同期間の入館者数が7万1,708人で、前年との比較が2,627人、3.7%の減でありましたので、減少の割合を一昨年、昨年と比較すると2.9ポイント減少幅が大きくなっております。

なお、各月毎に比較しますと、料金改定後の10月から12月は前年比2.9%の減、新型コロナウイルス感染拡大の影響が出始めた1月以降の入館者は前年比12.3%の減と大幅な減となっており、入館料の値上げによるものと一概には言えず、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きいものと推測されます。

2点目の、いきいき入浴証使用の人数の推移でございますが、前年1,499人に対し本年が2,268人と769人ふえております。制度の認知度が上がってきたものと認識しており、高齢者福祉サービスによる健康増進が図られるものと期待しております。

3点目の、特典回数券の販売と条例の関係でございますが、ゆめろんが厚生労働大臣認定の温泉利用プログラム型健康増進施設として、県内で2例目となる認定を受けた記念イベントとして行った期間限定の独自サービスであり、会社の営業目的で行ったものであること、条例上の上限額の範囲内であることから条例違反には当たらないものと認識しております。

4点目の、いきいき入浴証の入館料の根拠でございますが、平成28年6月のゆめろんリニューアルオープン以後、入浴料を300円に改正しております。それまでは、さざなみ苑に高齢者用の風呂が整備され福祉目的の入浴料として150円でしたが、リニューアルに伴いさざなみ苑の風呂を廃止し、公衆浴場であるゆめろんの風呂に入浴することから入湯税150円を加算し300円としたものであります。

5点目の、バイオマスボイラー導入による経費削減額についてでございますが、平成30年11月時点の試算ですと燃料費で年間約200万円の削減を見込んでおります。また、既存ボイラーの稼働時間削減により設備の延命も図られるものと考えております。

町と、もみがらエネルギー株式会社が共同で設置したバイオマスボイラーは、粉末状のもみ殻を燃料とするボイラーであり、国内で初めてゆめろんに導入されました。ゆめろんは源泉温度が低いことから、加温することで灯油ボイラーの補助的役割を果たし、燃料削減が図られると同時に燃焼後の灰を肥料としても再利用でき、循環型農業の実現も期待しているところであります。

6点目の料金設定の見直しについてでございますが、さざなみ苑から入浴する場合の料金は300円で、町内の65歳以上の方を対象としており、高齢者福祉サービスの一環として行っているものであります。また、入浴は平日のみ、利用時間はさざなみ苑の開館時間となっており、一定の制限もございます。該当者は、さざなみ苑からのみの入館となるため、ゆめろん側からの一般入館者と区別されているほか、政策目的が違うことから現行の料金体系でご利用いただきたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

続きまして、森岳温泉の再活性化に向けた施策についてお答えいたします。



1点目の基本計画・年次計画の策定でございますが、森岳温泉活性化協議会からの提言書にはハード事業とソフト事業がそれぞれ盛り込まれております。

そのうち令和2年度当初予算では、優先的に取り組まなければならない事業を計上し、ソフト事業では森岳温泉街への新たな出店者に対する補助事業と温泉水活用実証試験業務委託を計上し、ハード事業では早期に実施可能な街路灯取替工事を計上しております。

なお、そのほかにも温泉街の活性化のためのハード事業等が協議会より幾つか提言されておりますが、事業を実施するためには、議員ご指摘のとおり財源確保のため基本計画及び年次計画を作成し、新たな過疎計画に盛り込む必要があると考えております。ハード事業には多額の事業費が必要と見込まれることから、事業内容を再度精査し、新年度で再検討してまいりたいと考えております。

2点目の、入館パスポート発行による民業への影響でございますが、昨年10月からの入館料改定に伴い入館料については民間との価格差が解消されております。また、入館パスポートは常連利用者の負担軽減を考慮し、施設の利用促進と町民サービスを目的に導入したものであり、現在もほぼ毎日施設を利用する常連客の方々を見込んでおります。

なお、民間施設利用者は、価格差があった料金改定以前においても継続的に民間施設を利用されていることから、入館パスポート導入の影響は大きくないものと考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

7番、加藤彦次郎議員の再質問を許します。7番。

7番（加藤彦次郎）

まずは、ゆめろんのほうからお願いします。

昨年度と比較して、10から12が2.9%の減、その後がコロナの影響もあって12.3%の減ということではありますが、10月の値上げの前に400円の回数券を、駆け込みで買った人たちも多いかと思っています。その中で、2.9%の減というのは、やはり500円という価格が影響したのではないかなと私は思っています。

それで、2番のさざなみ苑側から入るほうは、一方で768人の増ということで、やはり常連のお客さんたちが言うように今までゆめろん側から入っていた人がさざなみ苑から利用する人が多くなったという現実だと思っています。それは、300円と400円の時代と違って、300円と500円になればやっぱり200円も違うわけですから、これ、回数券とかポイントとかを調べますと、さざなみ苑はもちろん300円で変わらないわけですが、ゆめろんは4,000円で11枚だったわけですから、三百六十幾らで入れたわけです。300円と360円だと大した変わらない。今度、回数

券が導入されて420円くらいになったわけです。そうすると、ジュース1本くらい違うので、やはりさざなみ苑から買ったほうがいいんじゃないかというふうに判断する常連さんの方がふえた結果ではあると思います。

それで、その後の質問に入っていきますけれども、まず10月に値上げされたときに、燃料費のことあるいは消費税アップなので何とか400円を500円に値上げしてくださいということで、財政推計を示されながら説明し、指定管理料を上げるわけにもいかない、それは町外の方々にも町の税金でもってサービスすることになるから、やはり受益者負担も考えて500円にしますと。そのかわり、400円で11枚であった回数券を、500円で12枚にするという措置をとったわけです。500円で12枚といいますと、1回当たり379円になりました。これは、ポイントを加算した額です。30ポイントで3枚つくそうですが、このポイントを加算しますと1回当たりが379円だったわけです。そして、2月の2万5,000円で6冊売ったときは、2万5,000円で72枚、ポイントが7.2ポイントつきますので、332円ということになります。値上げ前より安い値段で売ったと。いかに、厚生労働省からもらった賞があつてその記念だとは言え、一旦上げておいて前より安い価格で売るといふのはいかななものかと。そういう必要があつて上げたものを、前より安く売るといふのは相当おかしいと思うんですけれども。町長は、ゆめろんの社長でもあるわけですが、この2万5,000円で6冊ということに関して町長の耳には入っていたんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

こちらのサービスについては、支配人のほうでやはり営業努力としてやったものと認識しております。やるという報告は正直受けておりませんが、ゆめろんの売り上げを上げたいという支配人の努力というか、営業努力で行ったものであります。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

営業努力といいますと、例えばポイントを2倍つけるとか、ソフトクリームを半額にするとか、そういうことはゆめろん独自でやっていただきたいと思うんですが、根幹にかかわる料金の問題は、やはり10月に上げておいて、すぐ2月にこんな、それより安く売るといふのは、やはり問題だと思います。ガバナンスがちょっとできていないんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 私からお答えいたしたいと思います。

ゆめろんで特典付きの回数券のサービスを行った現状でございますが、実際は5冊で2万5,000円に入館券という形で12枚をサービスで行ったものでございまして、それにつきましては、会社独自のサービスとして実施したというものでございます。いずれ、指定管理者が条例の枠組みの中で効率的なサービスを行ったものと考えており、条例違反とは考えておりません。

それから、支配人が独自でやったという件でございますが、ゆめろんの職務権限規則がございまして、その中で支配人の権限として、事業計画の決定及び実施命令により実施するという項目がございまして、それに基づいて支配人の権限でやったものと認識しております。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

入館券を10枚ですか。（「12枚」の声あり）12枚。入館券だろうと、回数券だろうと一緒にすよね。一緒ですよ。それを、営業努力で入館券だからいいっていう話にはならない。一緒ですもの、だって、中身として。

古い協定書があるんですけども、協定書の中には、町が行う業務の範囲として、料金の承認と減免とあるんですけども、それに抵触するんじゃないかと思うんですが。その5冊で入館券なる、要するに回数券と同じ物とつけたというのは、それに違反するんじゃないですか。その支配人の権限ではないんじゃないですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

いずれ、利用料金の承認と減免というものにつきましては、回数券の料金を改正する場合には町との協議が必要と考えておりますが、あくまでも入館券としてのサービスでございますので、利用料金ということでは考えてございませんので、この利用料金の承認の減免には当たらないのかなと考えております。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

そこは、見解の相違かもしれないですけども、入館券と一緒にすよね、中身として。名前として便宜上変えただけですよ。10月に12枚で5,000円って決めておいて、それを中身は一緒なんだけれども名称が違うんだからそれは勝手にやっつけていいっていう話は、それはちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

入館券と回数券の違いにつきましては、まずポイントがつくのとつかないの差がございます。回数券のほうにつきましては、ポイント対応可能でございますが、入館券についてはポイントは対応不可となっております。しいていまして、これは会社のサービスで行ったという認識でございます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

ポイントつくつかないとかではないと思いますよね。これは、入館券だろうと回数券だろうとお風呂に入れるわけですから。そこはちょっと違うでしょう。料金に関することなんだから。10月に変えておいて、こうだからいいっていうのはやっぱりおかしいですよ。まず、これは終わります。

次に入りまして、さざなみ苑いきいき入浴証での入館料300円については、2016年6月のゆめろんの大改修が終わった後に150円プラス150円ということになって、そのままになっているということなんですが、どちらの条例にも300円という明記されていないんですよ。この300円という根拠はじゃあどこに求めたらいいんでしょうか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 先ほども町長の答弁で申し上げたとおり、さざなみ苑のお風呂を改修する前は150円という条例上の料金がございました。それが、あくまでも福祉目的の150円だと承知しております。それで今回、ゆめろんのリニューアルに伴いましてさざなみ苑の風呂が廃止され、公衆浴場であるゆめろんに入ることになりましたので、当然入湯税の対象となりますので、その150円を加算して300円としたものでございます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

その経緯はわかっています。しかし、さざなみ苑の条例にもゆめろんの条例にも、さざなみ苑から入ったら300円というのがどこにもないんですよ。料金が条例にないというのはおかしい状態ではないでしょうか。どちらかにあるべきなんじゃないですか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答え申し上げます。

ゆめろんの条例で、上限が500円と定められておりますので、その範囲内ということで承知しております。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

であれば、ゆめろんの条例にいきいき入浴券を使った場合は300円というふうに明記すべきなんじゃないですか。以内だったらいいって話じゃないんじゃないですか。これって、パンフレット等にもどこにも出てこないです。さざなみ苑から入ったら300円ってあれはどこにも出てきません。これは、一部町民の方が知っていればいいっていうものじゃなくて、ちゃんとした施設として、こういう人は300円、こういう人は500円、回数券だと幾らと、しっかりと明示しておかないとおかしなことになりませんか。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

いずれ、政策目的が違うということで、福祉目的ということで、65歳以上の高齢者の方については300円と設定しているところでございます。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

それはわかるんですよ。それは理解しています。でも、料金としてどこかの条例にないといけません。さざなみ苑の条例かゆめろんの条例かにないと。それがありませんよ。根拠がないんですよ。総務課長、どうでしょうか。条例に関して、料金に関して、条例で明記しなければいけないと思うんですが、総務課長の見解はどうでしょうか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

先ほどから、商工観光交流課長が申し上げますとおり、ゆめろんの条例は500円以内でございます。高齢者福祉施設から高齢者の政策のためということで300円に設定されて今ご利用いただいております。500円以内という条例に関しましては、条例違反には当たらないと思っておりますし、まず、協定みたいな、高齢者福祉が300円という指定管理の中で設定された金額だと思いますので、それを明記する必要があるかどうかは今後検討したいと思っておりますが、条例違反には当たらないと関知しております。

議長（金子芳継）

7番。

7番（加藤彦次郎）

条例違反って言っているんじゃないで、条例になきゃいけないでしょうと。ないんですから。

議 長 ( 金子芳継 )

総務課長。

総務課長 ( 石井靖紀 )

さざなみ苑に現在風呂はございません。ゆめろんの風呂を利用してもらっております。ゆめろん風呂を使うには、500円以内という条例があって、ある協定に基づいて高齢者の人は300円でご利用いただいているという形になっております。それを明記する必要があるかどうかについては、今後検討したいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

ぜひ、検討していただきたいと思います。

それで、バイオマスボイラーによる経費の削減は、年間約200万円くらいになるだろうということだったんですけれども、お湯を沸かすための灯油代というのはそもそも幾らくらいかかっているのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

平成30年度実績で、年間で1,200万円程度でございました。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

ということは、バイオマスボイラーを使うことによって、灯油とそのバイオマスの燃料を使えば1,000万円くらいで同じ熱量が得られるという考え方なんですね。これは、テレビの放送によると、2月5日から稼働していると言っていたんですけれども、そのテープカット、そのころだったんですが、稼働は2月5日からと放送されておりました。4,000万円以上かけた施設ということで、かなりの施設で、計画あるいは建設はずっと前からなされていたものだと、ずっとというかかなり前からなされていたものだと思うんですが、いつごろからこういう話が持ち上がって、いつごろからこれがあれだったのでしょうか。そして、それは10月からの値上げにシミュレーションとして組み込まれていないんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

いずれ、業者、メーカーからご提案があったのは、平成29年の5月あたりから提案がございました。ただ、すぐに事業に着手できるものでもなく、こちらでもいろいろ検討を重ねまして、実際に事業に着手したのは平成31

年の11月ころに着工となっております。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

値上げするときに。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 値上げのときの推計につきましては、30年度の決算をもとに推計しておりますので、このもみ殻ボイラーの部分は考慮はされておられません。

議 長 ( 金子芳継 )

7番。

7番 ( 加藤彦次郎 )

燃料費が削減されることは、ゆめろんにとってもいいことだと思うんですけども。200万円の削減というのは、もし実際稼働して、多少増減あるかとは思いますが、いいことだと思うんですけども、それが稼働するのがわかっていて、それでも切ないから500円上げた、でもそれより安い料金で売った、今度はまた激安のパスポートを発行しようとしています。1万2,000円で2カ月だとすると、1年間で7万2,000円だすな。1週間に5日入る人は、年間250日間入ることになります。250日間、7万2,000円を250日で割ると288円なんですよ、1回当たり。つまり、300円よりも安い価格、でも来てもらったほうがいいという考え方でやっていると思うんですが、その推計と今回のパスポートと、何か、私は、違う狙いがあるんじゃないかなという気がしてしょうがないんですけども。その安売りに関してもですね。4月から3月の決算を何とかいいふうに持っていきたいとか、そういうふうにはばたばたしているように見えるんです。まず、さざなみ苑から入れば300円、こっちから入れば500円という、同じ湯舟に浸かって、同じような施設を使って、それがまず何とかして知恵を出して解消して、例えば65歳以上の町民の方々は、ゆめろんでもゆうばるでも300円でも350円でももう決めちゃう。それから、財政推計を立ててやっていかないと、同じ湯舟で「おめえ、どっちから入ったずや」とあるいはゆめろんの従業員の方がさざなみ苑のほうに来て誰が入ってくるのかチェックしているっていう話まであるわけです。何か、非常に嫌な感じなんですよ、ゆめろんが。それを解消してから、ちゃんと推計を立てて、もう一回料金設定すべきかと思うんですが。町長はいかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

ゆめろんの料金改定については、昨年度から議員の皆様にもご説明してい

るとおりであります。やはり、料金改定によって常連客、そして町民の皆さんが負担感が増さないように今回のパスポートも各施設と協議の上、設定させていただきました。あくまでも、料金の値上げは経営上の問題でありますけれども、それに加えて町民の皆様にはできる限りこの施設を利用させていただきたいと、そういう思いでこういう対応をさせておりますので、何とかそのあたりはご理解をいただければありがたいと、このように考えております。

議 長 ( 金子芳継 )  
7 番。

7 番 ( 加藤彦次郎 )

私としては、まずパスポートを発行する前に一旦立ちどまって、その300円、500円の問題も含めてもう一回精査して料金を再設定すべきだと申し上げて、まずこの項目は終わりたいと思います。

次に、森岳温泉の活性化なんですけど、フグの実証実験事業とか、出店の補助とか、街灯とか、とりあえず再活性化に取りかかったという点では評価しております。ただし、私、去年の3月で質問したとおり、町長はちゃんとした計画を立てて、過疎債で、お金はばんばんあるわけではないから、有利な財源を使って取り組んでいくと述べていたわけです。私も、実は町長の公約の柱でもありますので、早目に取りかかってくれるものだろうと思っていたんですが、町長の話聞いて、ああそのとおりだと、しっかり計画を持ってやらないとこの難儀な事業は進まないんだと、町長の言うとおりだと理解していたわけです。今年度中に、その基本計画を策定するというのがなぜできなかったのか。非常に疑問なんですけど、その理由は何かあるんですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

当初の見込みでは、今年度中に計画を作成する予定で向かっておりましたが、現行の、過疎法が令和2年度で終了するということがございました。それで、新たな過疎法に向かうためにも計画といいますか、中身のほうをもう少し精査して、協議会から提言されたものを全て実施するというだけでなく、ハード事業の面においても少し内容を精査してから過疎計画にのせるべきだろうと考えまして、来年度にという形で先送りとなってしまったところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
7 番。

7 番 ( 加藤彦次郎 )

苦しい答弁ですな。森岳温泉活性化協議会の中には、役場の職員も3名入っておられました。町長も、それに関しては火急の課題だと述べていたように思いますが、過疎法が変わるとかなんとかではなくて、まず過疎計画にの



っかけるという話のつからなかったのはそういう理由かもしれないですけども、基本計画は立てるべきでしょう。そうじゃないと、少ない予算で費用対効果を高めて、できないですよ。過疎計画にのっけるのっけないはじゃあ理由があったとしても、それはまず立てないといけませんよね。これ、町長に聞きます。

議 長 （ 金子芳継 ）  
町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

確かに、森岳温泉再活性化については、至上命題だと私は思っております。昨年、今年度計画をつくれなかったことには大変申しわけないと思っております。今、ご指摘がありましたとおり、しっかり精査した上で事業を、そういうところをしっかりと計画、今年度というか次年度、しっかりと計画を組んで進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 （ 金子芳継 ）  
7番。

7番 （ 加藤彦次郎 ）

着実に計画を立てていただきたいと思います。

それで、次の、民業を圧迫することになるんじゃないかという質問に対して、同じ500円になったし、パスポート発行による影響額は大きくないという答弁でしたが、何か、要するに、1万2,000円で最大350日、60日入ると、ほぼ200円なんです。民間業者は、そこから150円の入湯税を払わなきゃいけない。50円で温泉使用料も下水道使用料も、水道使用料も払わなきゃいけない。これ、絶対太刀打ちできないんですよ。現に、今新しくなって、ゆうぱるは盛況らしくて、今まで見たことも、余りゆうぱるには来なかった人も結構来ているような話を聞きますが、これ、営業にかかわる根幹の問題なので大きな問題だと思いますよ。今、コロナウイルスで大変難儀しているときに、例えば4月からパスポートを出すなんて話になったらもう大変です。町の指定管理施設が民業を圧迫し、一方で森岳温泉全体の活性化を進める、それはいじめちゃいけない、全体として発展していかなくちゃいけないやつに逆行しませんか。

議 長 （ 金子芳継 ）  
商工観光交流課長。

商工観光 （ 桜庭勇樹 ）

交流課長 お答えいたします。

いずれ、今年の料金改定で入館料は民間と同一の料金になったわけですが、民間よりゆうぱるのほうが値段が安かった時点でも民間施設の常連のお客さんはいたわけですので、今回入館パスポートを発行することで、値段だけで常連さんが動くということは余り大きくないのではないかなと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

7 番。

7 番 ( 加藤彦次郎 )

課長はそう考えるかもしれませんが、今、このコロナショックの中で、民間の業者の方々は大変がっかりすると思いますよ。いいんですかね。さらに、3月補正ではもう期間パスポート備品35万6,000円を措置されているじゃないですか。条例は4月1日から施行するとなっているんですよ。もう、4月1日からやる気満々なんですか。議会にかけるまでもなく、そういうことを進めていくと言って大丈夫なんですかね。森岳温泉の活性化、大丈夫ですか、町長。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

確かに、準備段階ではまだコロナウイルスの関係ではそんなに客足の問題は考えておらなかったんですが、この2月に入ってからこういう事情になっております。そのあたりは、議員ご指摘のとおりかと思えます。いずれ、まず4月1日に向けて今準備はしておりますが、そのあたりはちょっと今の事情を鑑みまして、少し協議はさせていただきたいと思えます。

議 長 ( 金子芳継 )

7 番。

7 番 ( 加藤彦次郎 )

ぜひ、森岳温泉の活性化を進めていただきたいと思います。そのためには、いろいろなことも検討してやっていただきたいと思います。終わります。

議 長 ( 金子芳継 )

7 番、加藤彦次郎議員の一般質問を終わります。

次に、6 番、清水欣也議員の発言を許します。6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

私の質問は、ゆめろんのことに関する質問でございます。まずタイトルとして、ゆめろんは大丈夫かという刺激的なタイトルにしたわけですがけれども、ゆめろんができてからことしで24年がたちます。ただ、このごろのゆめろんの動きを見ておきますと、何だか焦っているように見えるんですね。果たしてゆめろんは大丈夫なんだろうかって、そんな思いに駆られるわけでございます。利用者の料金の値上げにとどまらず、回数券それから定期券、さらに優待券、続々発売されました。誘客対策に懸命であります。また、燃料削減を狙ってもみ殻ボイラーの導入という、そういうやり方まで取り入れようとしております。ただ、このようなゆめろんの頑張りにもかかわらず、いまいちゆめろんに対する住民の評価というのは芳しくないように思います。源泉の温度も1年ごとに下がってきております。また、このもみ殻ボイラー導入という取引においても、公有財産の管理、それからそれに伴う公会計処理上に非常に疑問に思う点もございます。また、町とゆめろんの役割分

担も年数がたっていくうちにだんだんだんだん形骸化されてきているように見えるのでございます。ゆめろんには、これまで約42億円の資金が投入されました。そのゆめろんは今どうなっているのか。その実情と背景となるものを知りたいと思うと同時に、この指定管理というものと行政財産というこの関連性についても意見を述べたいと思います。

それで、その具体的な質問なんですが、1つとして、現時点で、今年度の決算見込みはどうなると見ているかということですか。

それから、2つ目、いろいろな低価格の商品を発売しましたけれども、このことが料金を値上げしたのと逆に営業のマイナス効果になってしまわないか。つまり、今回いろいろ商品を発行しましたけれども、それぞれその商品ごとに何ぼ増収になると、そういう見込んで発売したか。その試算額を聞きたいということですか。

この2つは、加藤議員の先ほどの質問と重なるように見えるかもしれませんが、私は、1つはその赤字が、営業利益でもいい、経常利益でもいい、その赤字額がどのくらい出るか、黒字になるか、どのくらい黒字になるか、その金額をつかんでいるかどうかという、試算しているかどうかという質問であります。それから、2つ目は、それぞれ商品を出したわけですがけれども、その商品ごとにこれをやればこのくらい増収になると、そしてこれをやるとこのくらい出るんだと、そういうふうに試算したと思うんですけれども、それぞれの試算額を、これはこういうことになるんだと、その導入したときの試算額を金額でお知らせ願いたいと、そういうことでございます。

それから、3番目は、もみ殻ボイラー竣工式は誰が主催したのか。

それから、もみ殻燃料購入契約担当者はゆめろんかそれとも町かということでございます。

この2つは、とりもなおさずガバナンスの問題としての質問であります。

それから、5番目、源泉の温度と湯の湧出量。だんだん減ってきているはずですがけれども、それ今どうなっているかをお知らせいただきたい。

最後に、ゆめろんに対する住民の評価というのは、私は複数の人にいろいろお聞きしましたけれども、何だか危ない、余りいい話ではない、そう私は受けとめているんですけれども、町の執行部の方々はどういうふう実際に思っているのだろうか。それを率直にお聞かせ願いたい。そういう質問でございます。

以上でございます。

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町議長（田川政幸）

6番、清水欣也議員のご質問にお答えいたします。

1点目の現時点での今年度決算見込みについてでございますが、加藤議員への答弁と重複する部分もありますが、昨年12月末時点では約250万円

の赤字を計上しておりましたが、例年1月から3月が黒字で推移する見込みでしたので、最終期末予想は黒字を確保できると推測しておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響による宿泊予約や宴会のキャンセルなどにより最終決算への悪影響が懸念されており、厳しい決算になるものと見込んでおります。

2点目の、一連の利用券発行における試算についてでございますが、期間限定利用券については、議会全員協議会でも説明したとおり、昨年10月からの入館料の値上げに伴い施設の利用促進と町民サービスを目的に導入したものであり、あくまで利用者の負担を軽減のため導入するもので直接的に収入増につながるとは考えておりません。しかしながら、入館者がふえることによる間接的な増収効果はあるものと考えております。

また、期間限定の優待券の発売については、ゆめろんが厚生労働大臣認定の温泉利用プログラム型健康増進施設として県内2例目となる認定を受けた記念として、期間限定の会社独自のサービスとして行ったものであり、町としては収入見込みなどの具体的な試算は行っておりません。

3点目の、もみ殻ボイラー竣工式の主催者でございますが、設備を導入したもみ殻エネルギー株式会社と運営を行う株式会社ゆめろんが共同で開催しております。

4点目の、もみ殻燃料の購入契約者でございますが、株式会社ゆめろんであります。

5点目の、現時点の源泉の温度と湧出量でございますが、最新の温泉分析書によりますと平成25年2月28日時点で泉温28.9度、湧出量は毎分230リットルとなっております。

6点目の、ゆめろんに対する住民の評価でございますが、ゆめろんに対するご意見やご要望などたくさんいただいていると聞いております。中には施設管理やサービス、従業員に対するお叱りの言葉などもありますし、逆に感謝の言葉もいただく場面もございます。さまざまなお意見はございますが、住民の評価は総じてよいものと認識しております。

今後も地域住民に対する公共サービスの充実と、あわせて健康福祉の増進を図る施設として、また町の観光交流人口の増進を図る重要な施設としてサービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

6番、清水欣也議員の再質問を許します。6番。

6番（清水欣也）

それでは、再質問に入ります。

1番目と2番目にまず入ります。その1番目の決算見込みですけれども、これは、今、決算見込みの金額を町長は言わなかったんですけれども、大体、例えば100万円赤字なる200万円赤字になるというような、そういう予

想は立てていないのでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

最新の、1月末現在のデータでは、現在230万円ほどの赤字でございます。あと、2月、3月につきましては、この新型コロナウイルスの影響がどの程度出るかまだちょっとはつきり読めませんで、今のところキャンセルが宿泊で259人、宴会で599人のキャンセルが発生しておるということで、どのくらい収益がマイナスになるのか、ちょっと見込みが立てられない状況でございます。いずれ、昨年の料金改定のときの推計では、約300万円程度の赤字を見込んでおりましたが、それより悪い数値になるのかなと危惧しているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

いよいよ厳しい予想になってくるわけでございますけれども、2つ目の質問に入ります。この、何種類かの商品を発行しましたけれども、今の町長の話ですと間接的な効果は期待できるということで、その増収見込みは立てておりませんというような今の答弁でしたけれども、これ、そういうものなんですか、こういう商品を発行する場合は、普通、これくらいの増収になるという期待感を込めて発行するんじゃないですかね。何ぼなるかわからないけれども、まずやってみよう、発行してみようなんですか。どうでしょう。そういうやり方をするものなんですかね、この商売というのは。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

回数券の特典といいますか、あれにつきましては、指定管理者であるゆめろんの営業行為として行ったものでありまして、それについては町で増収の試算は立ててございません。あと、それから入館パスポートにつきましては、常連利用者の負担軽減を図るということですので、町長答弁にもございましたとおり、直接的に収入増になるとは考えてございません。ただ、こういう利用券といいますか、発行によりまして入館者数については確実にふえるだろうと考えておりますので、間接的に、例えばレストランの売り上げとか、自動販売機の売り上げ、そこら辺については増加になるものと考えております。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

だから、その増加額は何ぼというふうには試算しないんですか。

議長（金子芳継）  
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）  
お答えいたします。  
現在は試算はしてございません。

議長（金子芳継）  
6番。

6番（清水欣也）  
それでは、3番に入ります。

もみ殻ボイラーの竣工式の主催者は誰かってお聞きしたんですけども、なぜこれを質問したかというのと、この竣工式の写真を見たら、これ北羽新報なんですけれども、この新聞を見たら、我が議長も副議長もこれさ載っていないんですな。よく見たら、町長と副町長でしょうな、この2人は載っているんですけども。町長と副町長は参加していて、我が議長、副議長は参加していないというのは何かこれはいわくがあったんでしょうか。

議長（金子芳継）  
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）  
お答えいたします。

竣工式的主催者が設置事業者であるもみがらエネルギー株式会社と施設の運営を行う株式会社ゆめろんで行ったものでございますので、議会にはご案内をしていなかったようでございます。

議長（金子芳継）  
6番。

6番（清水欣也）  
だって、この事業は町と業者の共同事業だって言っているんでしょう。共同事業だったら当然町もだし、今これから問題にします、これは議決事項だと私踏んでいますので、その意味でも我が議長、副議長かは出席しなければおかしいんでないですか。共同事業でしょう、町の。それを何で、2人だけ喜々として立っていて、こちらは立たないんですか。

議長（金子芳継）  
商工観光交流課長。

商工観光交流課長（桜庭勇樹）  
お答えいたします。

町と業者との共同事業ということでございますが、これは環境省の補助事業で実施した事業でございますので、事業申請のときに事業主体はもみがらエネルギー株式会社で、町が共同という形になってございます。いずれ、その設備の導入に係る経費につきましては、全てそちらの民間会社のほうで経費負担ということでございましたので、竣工式のほうもそちらの主体という形

になったものでございます。

議 長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

どういような形でやろうと、これは共同事業というからには、町が参加しなきゃおかしい話でしょうって。それで、それに関して、じゃあその国庫交付金のそれも業者が主導して、町がそれに共同して参加したんだから、その交付申請書後で出してください。後日、ひとつ提供していただだけませんか。

議 長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 その交付申請書につきましては、民間事業者のほうで行っておりますが、町と民間事業者の間では補助事業の申請に係る覚書という形で協定は交わしておりますが。

議 長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

じゃあ、その覚書を後日提供していただだけませんか。

議 長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 はい。提供したいと思います。

議 長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

それと、町長にお聞きしたいんですけど、この華々しく取り上げられたこれがどうして、これどうして行政報告になかったんですかね。

議 長（金子芳継）

町長。

町 長（田川政幸）

お答えいたします。

これは、あくまでももみがらエネルギー株式会社さんとゆめろんとの事業ということで、正直申しまして町の予算というかそういうところは何も入っておらないということで、今回は民間業者ということでやらせていただいております。

議 長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

それ、ゆめろんと業者だけの話だったら、あなたも出なくてよかったんで

ないですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )  
お答えいたします。

一応、ゆめろんのほうは私が不肖社長をやらせていただいておりますので、出席させていただきました。(「そういう話」の声あり) ちなみに副町長は取締役でございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

協定書があるという話ですので、後でいただきます。

それで、次の、今回の事業について。町は関係ないというような話をしていますけれども、これは私は議会の議決事項だと、そういうふうに理解しているんですよ。それに関連していろいろ質問してまいります。

今回の、このボイラーそれからサイロ、この施設整備の建設ですよ、それから燃料購入、これは町が契約担当者となって実施しなければならなかったものだと思いますけれども、どうでしょうかという話です。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

このボイラーにつきましては、施設の補助ボイラーという形で導入したわけでございますが、このゆめろんの設置条例それからゆめろんとの基本協定書におきまして、施設の使用許可については指定管理者が行うということになってございますので、それに基づいて指定管理者のほうで許可を行ったという形になってございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

それは越権行為ですよ。あのね、関連施設の修繕とか改造、増築、移設、これは町の責任で行うというのが基本的な方針、枠組みでしょう。これは、協定書15条の第1項に書いてある。それに、2項には改修費用1件50万円以上の物件は町で行うことになっているけれども、協定書15条の2項にね。これは、業者が負担するので、町には負担がかからないから町の関与は必要ないというのではないんですよ。町の負担があるないにかかわらず、50万円以上するような大事なものは、行政管理の管理上、町が責任を持って実施しなければならないという町の心づもりをあらわしたものですよ、これ。だから、これはゆめろんが実施するんじゃないくて、今回の事業は町で実施しなければだめなんですよ。行政財産の管理上。今、財産の管理と指定管



理の問題について後で議論しますけれども、こういうことなんです。だから、誰が考えたってあの事業、ゆめろん独自でやれる事業ではないでしょう。それで、この協定書第5条の第1項を見てもこういうことなんだって、私は思いますけれども、町長いかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

私のほうとしましては、町といいますか、支出額で判断したということで、経費がかからないということで、指定管理者のほうで(「おかしいでしょうって」の声あり)という判断をしたところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

それじゃあ、金が動かなければ、あの行政財産をいかに使ってもいいんだか。それはおかしいよ。基本的な考え方、じゃあ皆さん間違っています。町長、いかがですか。あなた方、行政財産というものの本当の価値というのわからないんだよ。例えばですよ、じゃあ、ゆめろんの土地に湯が出ないから、今度1億円をかけて掘りましょうと。業者が成功報酬方式で、出たらお金をもらいましょう、出なかったらお金は要りません、ああそうですかって、じゃあ使ってくださいって、それでゆめろんが、支配人が決められることですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )

確かに、ご指摘されればそうかもしれません。ただ、今回に関して言えば、その環境省事業を使ってもみがらエネルギー株式会社のほうで協力していただけるというところに甘えた部分は確かにあったのかもしれませんが。そのあたりは、しっかり反省するべきところは反省したいと思っております。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

あのね、これは町でやらなきゃだめなんだ。町が議会に諮らなければならぬものなんです。それをやっていないから、私、今回問題にしたんですよ。料金の問題じゃないんです。行政財産の管理上大問題があるということで、私今回取り上げたんです。

次に入りますね。今回の事業というのは、これまでの説明からして、ゆめろんの自主事業ですよ。そうでしょう。ゆめろんがゆめろんの判断で今こういう事業をやったとおっしゃっている。まさに、ゆめろんの自主事業なんです。そうでしょう。それをちょっと、答弁してください。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

ゆめろん単独でということではなく、ゆめろんと町と協議して進めたということでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

だったら、町が参加しなきゃだめでしょうって。ゆめろんじゃないでしょう。町がでしょう。町が参画しなければだめでしょう。何で、じゃあ今まで、だったら町関係ないって、ずっと今まで説明してきたんですよ。

どうであろうと、これ、協議したけれども、ゆめろんの自主事業でしょうって聞いているんです。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長

ゆめろんの自主事業ということではなく、ゆめろんと町で共同でそれを進めたという考えでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

そうすると、前の話と違ってきますよね。ゆめろんと共同でないという前提で話をしてきたでしょう、今まで。あのね、ゆめろんの事業だとしたら、これ、事業計画書出していますか、町に。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長

ゆめろんから事業計画書は提出されておられません。

議 長 ( 金子芳継 )  
6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

提出することになっているでしょう。それについて、町が承認しなければならないということになっているじゃないですか。そういう意味でも、これは町が関与しなければだめな問題だと言っているんですよ、私。いかがですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えいたします。

町が関与しなかったということではなく、事業を進めるに当たっては指定管理者であるゆめろんと町が協議を進めているところでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

じゃあ、事業計画出ていますかって。承認しましたか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 事業計画は出ておりません。したがって、承認という行為も行ってはございません。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

それじゃあ、この契約がどのような経過をされたか知りませんが、あの土地をどのように、貸し付けなのか、それから使用許可なのか、信託なのか、それから負担付寄附なのか、支払い手段としての使用なのか、という性格をもったあの土地の提供なんですか。お答え願います。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

当時の判断としては、使用許可という形で判断してございます。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

当初というと、今はどういうことですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

いずれ、地方自治法の中でも行政財産を貸し付け等はできないことになっておりますが、平成18年度の改正で設置の使用目的に沿って（「それはわかる」の声あり）その効果的に達成すると認められる場合は民間事業者にも貸し付けできることとなっておりますので、それに基づき進めたものでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

じゃあ、貸し付けなんですね。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 当初は許可という形でしたが、貸し付けが妥当なのかなど、今は考えてございます。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

契約書上はどうなっているんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

契約等はございません。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

どうやって、じゃあ、行政財産を貸し付けするんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

先ほどの契約等はないというのは、町とゆめろんの間でございまして、町と業者の間につきましては、先ほど申し上げたとおり、補助事業の申請の段階での覚書を締結してございます。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

そのときに、どのようなことを書いてあるんですか。行政財産、町の財産を貸すということをうたっているんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 覚書の中にその土地の、どのような形で貸すとか、そういう表記はされてございません。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

何かおかしいじゃないですか。これね、貸したということに勝手にしましょう。じゃあ、これを適正な対価で貸したと言えるんですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 本来であれば、その補助、もみ殻ボイラーにつきましては町でといいますか、町で使うボイラーでございますので、本来であれば町が設置しなければならない施設だったろうと思います。それを、今回業者のほうで設備投資分を負担していただければという提案がなされたものですから、業者の提案に基づいて貸し付けを行うということでございました。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

それは、負担付贈与じゃないですか。負担付寄附じゃないですか、あるいは条件付寄附じゃないですか。あるいは代物弁済ですか。

議 長 ( 金子芳継 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

いずれ、地方自治法に基づく貸し付けというふうに考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

地方自治法は、適正な対価では貸してはならないんですよ。適正でないと思った場合は、議会に議決を求めなければだめなんですよ。そこで、我々が議決した場合は適正か適正でない価格であっても、我々議員がオーケーとゴーサインすれば、それでオーケーなんですよ。そういう手続を、今回踏まなければならなかったと、私は言っているんです。地方自治法の96条、適正な価格で、対価でやらない場合は、やらないでそれを無視して、議決をしないで貸し付けした場合は、これは無効でしょう。(不規則発言あり)

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

だから、この問題というのは、ゆめろんとその業者とだけで決められないんだと。町が入ってこなければだめなんだと。そして、その町は我々議会に議決を求めなければならぬんだと。そういう論法なんです。だから、条例違反、法律違反だって、私言っているの。

議 長 ( 金子芳継 )

6 番。

6 番 ( 清水欣也 )

4, 0 0 0 万円かかるものをただであなた方にやりますって、そのためには、おらほのこの製品をもみ殻の燃料を買えと。そして、そのかわりにおめ

え方の土地を貸せというのが今回の形でしょう。町は町でどうだか、町の側から見ればどうだかというのと、そのもみ殻売ってけれと、買うと、そのかわりその4, 000万円かかるサイロとボイラーをただで建ててけると、そしておらほさけてけると。そうすると、おら方がこの土地を貸せますよだ。これが、ゆめろんと業者で商取引できますか。個人の土地であればいいよ、だけれども、これ、行政財産というれっきとしたものがあるわけ。これ、ゆめろんと間で商取引できっこないでしょうって。これは、こういうやり方の場合は、通常でいかない場合は議会にかけなさいって言っているじゃないですか。それをしない取引はだめですよって法律で言っているんだから、何でおら方さかけてけねかったんだ。おれ、それ言っているんだよ。そうすれば、皆さんでこれはいいものだ、というやり方をしてまでもこれだけやらせるべきだって、おらほ結論出したかもしれないわけよ。あるいはその逆かどうかかわからないけれども。そういうことを私言っているんです。

議長（金子芳継）

商工観光交流課長。

商工観光（桜庭勇樹）

交流課長 お答えいたします。

いずれ、我々も関係条例等の勉強不足でございまして、法令の理解度が不足していたということで、再度法令を少し調査いたしまして、適正な形で進めたいと考えます。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

町長、こういう論理です。わかったすか。（「はい」の声あり）

それから、これは法律違反ですからね、言っておきますけれども。我々に何で議決を求めてくれなかったかと、非常に残念に思います。知らないうちに、この新聞出ているじゃないですか。動転した、これ。何と町長と助役と2人で何と喜々としてテープカットに臨んでいるじゃないですか。明るい顔して。だめですよ、これ、アウトです。

次に入ります。

源泉の温度ですけれども、このゆめろんができた当時の湯の温度というのは64.5度ありました。平成7年3月です。64.5度。湧出量が50リットル、これは自噴で50リットル、それが平成16年10月に34度になりました。湧出量が40リットルになりました。これも自噴です。平成17年の3月になったら、32度になりました。湧出量が187リットルと突然ふえました。これは、動力揚水にかえたから。それから、25年2月、今町長おっしゃった28.9度、それから湧出量は230リットル、これも動力。こうなってきましたと、1年平均、平成7年から25年までの1年平均で2度ずつ下がってきたの。それで、今度、質問なんですけれども、今現時点の温度は幾らかと聞いたつけ、町長が平成25年2月の温度を言っているわ

けですよ。それを私ちゃんと把握しているからわかるんですけども、それから10年間に1度は必ずこれを分析しなければならなくなっているでしょう、法律で。だからもう既にはかかっていなきゃおかしいわけですよ。だから、最新の温度を聞かせてくださいって私言ったの。だから、最新の温度を教えてください。湧出量と。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 最新の温泉分析書が、その平成25年2月28日が最新版でございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )  
だから、その後、10年もたったからはかったんでしょって言うてるの。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 平成25年からまだ10年経過してございませんので、はかつてはございません。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )  
そうですか、はいはい。だけれども、皆さんはかっているんじゃないですか。こういう、ちょっと、皆さん正直に教えてちょうだいよ、はかったか。これ、20度くらいになっているはずですよ、もう。どうです。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )  
交流課長 お答えします。

この間もゆめろんに確認しましたが、源泉のほうには温度計は設置していないということですので、今現在わかるのはこの温泉分析書の温度しかございません。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )  
いやいや、聞こえてくるんですよ、今ゆめろんの温度20度くらいだつて。そういうのがもう聞こえてきているんですよ。課長、あなた正直な人だから、はっきりしゃべったほうがいい。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光（ 桜庭勇樹 ）

交流課長 お答えいたします。

それは多分、源泉からゆめろんに送ってきたタンクのところの温度なのかなと思っております。

議 長（ 金子芳継 ）

6番。

6番（ 清水欣也 ）

それで、町長に質問なんです、いずれこうなると、今大体20度なんです。これからまだ1度か2度くらい1年ごとに下がっていく。そうすると、ますますこの湯を沸かすための燃料をつぎ込まなきゃならない。これ、大変ですよ。そういう意味で、私、全体を、ゆめろん考えれば、ゆめろん大丈夫かなって、そうやって心配しているわけです。あるいは、新たな源泉を掘らなければならない事態になるんじゃないですか。あるいは、それはやめだと、あくまでも沸かし湯でいくと、金かかっても仕方がないという方針をとるか、いずれその決断をする時期が間もなくやってくるんじゃないかと、そういうふうに思っていますが、町長はいかが思っていますか。

議 長（ 金子芳継 ）

町長。

町 長（ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

先ほど来、源泉の温度の推移を見ますと、確かにだんだん下がってきているんだろうなと思っております。今、今回もみ殻ボイラーを竣工したことにより、そちらの経費は軽減されると思っておりますが、肝心の温泉としてどうなのかという部分はこれからやはりしっかり、源泉の温度それから湧出量、そういうところはしっかり見ていかなければいけないと考えております。今後のことについては、そういうデータに基づいた後でしっかり協議して検討していきたいと思っております。

議 長（ 金子芳継 ）

6番。

6番（ 清水欣也 ）

いずれ、大きな問題が間もなくやってくると思います。

最後に、ゆめろんに対する住民の評価の話ですけれども、正直言ってゆめろんに対する評価は高くないんですね。その内容は何かというと、皆さんが、住民の方たちが言っている何がどうなのかを整理してみると、一つは脱衣所が狭いなんです。それから、肩がぶつかって、隣のおやじと肩ぶつかるのが非常に嫌だとかこういうの。それから、さざなみ苑との料金体系が非常にわからない。みんな、300円が入っている人もいるし、おらは500円が入っている、こればかくさいって、こういう単純な話。それから、料理がまずい割に高いと。それから、従業員の態度やサービスが悪い、こういう感じなんです。そのために、この赤字の何百万円につながるかどうかはわかりま



せんけれども、ゼロではないでしょうね。町長にお聞きしますけれども、この管理運営の、サービスも含めたこれで一つ考えることはないですか。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 田川政幸 )

確かに、議員ご指摘の部分は私のほうにもたまに耳に入る部分があります。その都度、担当課を通して一応ゆめろんにはこういうお話がありますよということはお伝えさせていただいております。少しでも、それこそ利用者の方々に気持ちよく使っていただけるように、これからもそういうサービスについてはしっかり改善していきたいとこのように思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

最後に、意見を申し上げます。

私、この今、例の法律違反の話も出しましたが、これはなぜかというところガバナンスの問題として取り上げたわけですよ。皆さんの、役場の、町としての関与が、ゆめろんへの関与というのはほとんどない。非常に危険なのは、あそこが治外法権化しているの、ゆめろんが。言葉を変えて言えば、もしかしてブラックボックス化していないだろうか、そういうふうな私は危険さを感じております。まさに、ガバナンスの問題だと私は捉えております。

副町長も役員ですから、このあたりをしっかりと見きわめていただきたいんですけれども、副町長、その心構えをちょっとおっしゃってください。

議 長 ( 金子芳継 )  
副町長。

副 町 長 ( 檜森定勝 )

ただいま、清水議員からいろいろご指摘等、サービスを含めご指摘いただきましたので、あとガバナンスの点も含め、改めてゆめろんのほうと協議しながら指導してまいりたいと思います。

議 長 ( 金子芳継 )  
6番。

6番 ( 清水欣也 )

最後に、最後2回になりましたけれども、例の、この事業に対する法令違反と私は思いますけれども、この点についてはひとつ、もう一度検討して、それなりの対応をして、議会に報告していただけないでしょうか。

議 長 ( 金子芳継 )  
商工観光交流課長。

商工観光 ( 桜庭勇樹 )

交流課長 お答えいたします。

再度、法令を調査いたしまして、その結果について議会にご報告したいと

考えております。  
議長（金子芳継）  
6番。

6番（清水欣也）  
終わります。

議長（金子芳継）

6番、清水欣也議員の一般質問を終わります。  
次に、3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。  
3番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

第1として、道路除排雪請負業者へ経費の保障制度をつくることについてであります。

暖冬少雪により、除排雪を請け負う建設業者に経費の保障制度が必要だと思えます。今年度の当町の除雪経費は、町長の行政報告で2月上旬期までで、直営及び委託料を合わせて3,237万8,000円となっており、昨年同期との比較では3,413万7,000円の減となっている旨の報告がありました。

建設業者にとって、冬場の除排雪は貴重な収入源であり、他の仕事はあっても除排雪がなければ経営は苦しくなる業者もおります。オペレーターの中には、冬場は除排雪の収入だけという人もおります。県議会でも、経費の最低保障制度が議論になっております。除雪機械をリースしている業者は、少雪でもリース料の支払いは生じます。自社で機械を保有している場合も整備や保険などの経費がかかります。このままでは、除雪にかかわる業者が減っていくのではないかと。そうなれば、除雪のおくれにもつながってまいります。当町も、何らかの手だてを講じて保障制度をつくる必要があるのではないのでしょうか。

次に、気候変動「非常事態宣言」を自治体から行っていくことについてであります。

地球温暖化対策を求める運動が、スウェーデンの高校生で環境活動家のグレタ・トゥンベリさんの呼びかけなどに呼応して、日本でもCOP25に向けた「グローバル気候マーチ」が全国で取り組まれ、学生を中心に自治体に対して「気候非常事態宣言」を上げるよう求める動きが広がっています。

既に市町村では、昨年9月25日の長崎県壱岐市を初め、神奈川県鎌倉市、長野県白馬村、福岡県大木町、鳥取県北栄町、大阪府堺市のほか、県レベルでは長野県が宣言をしております。

白馬村の高校生の署名を集めての要望をきっかけに、村議会12月定例会の村長冒頭挨拶において「気候非常事態宣言」の表明となったこと、その報道などが県内世論を強め、県議会での総意としての決議が長野県としてこの「非常事態宣言」につながったのであります。

当町としても宣言を行ったらどうでしょうか。

以下、「白馬村気候非常事態宣言」を紹介したいと思います。白馬村の非常事態宣言です。

2020年度以降の地球温暖化対策の枠組みとして、温室効果ガスの排出量が急増している中国、インドを含む196の国連気候変動枠組み条約加盟国が、気候変動の脅威とそれに対処する緊急の必要性を認識し、その対処の必要性を目標としたパリ協定の本格的な対策が始まります。2030年までに、地球温暖化対策の行動を引き上げなければ、産業革命前の水準から地球の平均気温上昇を1.5℃に抑制する道は閉ざされるとされており、人類が1.5℃目標の実現のため、これから5年から10年が最後のチャンスと認識するとともに、覚悟を持って行動を実施できるかが、生活や経済、ひいては地球の行く末をも決定づけることとなります。世界の温室効果ガス排出量は、今なお増加を続けております。今こそ、危機感を共通認識するとともに、地域社会における資源循環を高めながら、気候変動に対する取り組みを大きく加速させなければなりません。日本でも、これまで感じたことのない酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地の気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、これにより多くの被害が発生しております。本村は、雄大な北アルプス白馬連邦のもと、国内外の人々を魅了するパウダースノーを含む、四季を通じて類いまれな山岳自然環境と、里山を初め姫川源流など豊かな美しい自然と景観に恵まれています。これまで、将来の村づくりの姿を、北アルプス山麓の自然に恵まれた村であるからこそできる村ごと自然公園と位置づけ、現在は魅力ある自然を守る村を村づくりの基本目標として本村の発展を目指してまいりました。地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとっても極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、今こそ村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければなりません。ここに、気候非常事態宣言をすることにより、この危機的状況に正面から向き合い、再生可能エネルギーにシフトするなど、将来の村民に持続可能な社会を引き継いでいけるよう、次の活動に取り組みます。

1、気候非常事態宣言により、村民ともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向かい、他自治体の取り組む模範となります。

2、2050年における再生可能エネルギー自給率100%を目指します。

3、森林の適正な管理による温室効果ガスの排出量抑制に取り組むこと等により、良質な自然環境を守ります。

4、四季を肌で感じるができるライフサイクルや、四季を通じてアクティビティーの価値観を村民一人一人が大切にします。

5、世界水準のスノーリゾートを目指すために、白馬の良質なパウダースノーを守ります。

令和元年、下川白馬村長の名で、非常事態宣言を行っております。

地球温暖化、気候変動の問題を正面から取り組み、気候非常事態宣言を当

町も行うよう、取り組んでいったらどうでしょうか。

以上の点を訴えまして、壇上での質問といたします。

議長（金子芳継）

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、道路除排雪請負業者へ経費の保障制度についてお答えいたします。

小澤議員への答弁と重複いたしますが、町と除雪委託業者間で交わしている道路除雪等業務委託契約により、委託期間内において1台当たりの稼働時間が20時間に満たない場合はその差額分を支払うものとしておりますが、次年度以降、見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、お願い申し上げます。

続きまして、気候変動非常事態宣言についてお答えいたします。

近年、日本を含め全世界でさまざまな異常気象が観測されております。世界気象機関の発表によりますと、一連の異常気象は温室効果ガスの排出量の増加による長期的な地球温暖化傾向と関係しているとされております。

地球温暖化に起因する気候変動は、最近における夏場の酷暑や台風の巨大化、またこれまでに経験のないほどの雨量による豪雨災害など、危惧される場所ではありますが、議員ご提案の非常事態宣言につきましては、町民の総意が必要であると考えておりますので、現段階では慎重に検討し今後の判断とさせていただきたいと思っております。

なお、引き続き地球温暖化防止に向け、森林の適正管理事業や再生可能エネルギー関連事業などの推進を図り、温室効果ガス排出の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

14番、安藤議員より早退の届け出が出ております。許します。

それでは、3番、伊藤千作議員の再質問を許します。（不規則発言あり）  
済みません。

ただいまの出席議員数は14名であり、法定数に達しております。引き続き、一般質問を続行いたします。

3番、伊藤千作議員。

3番（伊藤千作）

最初に、除排雪の件ですが、町長の答弁は委託契約を現在結んでいて、20時間を超える部分の差額分を支払うというふうなことでありましたが、今回はどのくらいの時間の稼働になっているんですか。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

20時間を超えた分ではなくて、最低が20時間までを保障しますということで、20時間に満たない場合、その分までを保障しますということで、この制度、契約の中に入られたのが平成19年度からでございます。今回、初めてこれが対象になりまして、委託契約しております機械28台ございます、その中で20時間に満たない機械が2台あります。それぞれまず3時間程度少なかったわけでございます。

以上です。

議長（ 金子芳継 ）

3番。

3番（ 伊藤千作 ）

そうすれば、これに基づいても大した金額の保障になりませんね。皆さんが言う、20時間を最低保障にして、超えた分を云々ということで行くと、大した金額にならないと私は思います。

行政報告で、私、そこで言いましたけれども、町長が今回は3,237万8,000円の除雪費がかかったと。昨年同期では、3,400万円くらい少ないということでありました。そうすれば、今言った2台分の20時間に満たない分は、28台のうち2台分だと。これ金額どのくらいですか。

議長（ 金子芳継 ）

建設課長。

建設課長（ 進藤 敦 ）

お答えいたします。

約20万円弱だと思っております。

議長（ 金子芳継 ）

3番。

3番（ 伊藤千作 ）

そうすれば、こういう大変な暖冬で、小雪のとき、今の契約のままでいくと業者への保障はたかだか20万円という実績を踏まえた上で、こういうふうなことでいきますと、非常に業者としては経営のやりくりが大変な状況になるだろうと思います。その中で、町長は次年度からこれ見直しを行うという答弁でもありました。どういうふうに直すかだと思うんです。今、県議会でもいろいろ論議になっているようなので、あるいは今既にもう出動以外の部分をもう保障するというのもやっている自治体もあります。どういうふうに、どこに焦点を当てて、どういうふうに見直していくのかと。県議会の見直し、今やっている部分というのはわかりますか、どういうところを見直そうと、どういうふうにやろうとしているのか。そういう点は、建設課長、わかりますか。

議長（ 金子芳継 ）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

秋田県のほうでもまだ、各県内市町村にそれぞれ照会をかけている状態でございます。県では、まだどうするとか、まだ私たちのほうにはおりてきてございません。ちなみに、能代山本管内でございますけれども、この最低補償のあれは、隣の能代市では12時間、契約期間内の最低が12時間、八峰町はこれまではございませんでした。同じく、藤里町も全て直営でございますので、最低補償はございませんでした。

以上です。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そうすれば、この、去年は大雪であったか、そうでもなかったということになれば、今ここで言ったように、約半分くらいなんですよね、去年に比べてもことし半分くらいの支出ということになっていきますので、今後どうなるかわかりませんよ、わからないけれども、来年以降どうなるかわからないけれども、多分こういう小雪、要するに雪が降らない暖冬のときって、案外あるかもしれない、今後ね。そこに、やっぱり業者に十分な補償をやっていくってなれば、これはちょっと大幅っていうか、今のようやり方でなくて、もう大幅に見直すっていうか、そんな感じでやる必要があるのではないかなということになれば、業者も安心してこれに取り組めるということになるろうかと思えますけれど。

例えばね、例えばですよ、例えば。今の、この3、200万円じゃなくて、合計、去年の合計の6、600万円云々のところまで補償するような契約内容にしていくというふうなことなども考えていったらどうですか、町長。そうすればもう、業者も安心して取り組みを強めるということになると思うんですよ。まず、建設課長、どうだ。町長に、そういうふうに。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（進藤 敦）

お答えいたします。

今、この20時間というのが、合併前の年、大雪がございました。それで、その年の、年間1億ちょっと除雪費かかっておりまして、その合併、最初の平成18年度、その年が今までの集計すると、まずその当時と今と機械の台数と稼働単価が違うわけで単純に比較はできませんけれども、そのときが除雪費1,000万円ちょっとしかかかってございません。今回は、またこのとおり記録的な雪がない冬だと言われておりますが、さっき町長の行政報告でありましたとおり3,000万云々かかっておりますので、私としましてはまず、議員おっしゃるようにできればはよろしいでしょうが、そのた

めにまず、町の財政を圧迫はしたくはないと、そういう考えでございます。

議 長 ( 金子芳継 )

3 番。

3 番 ( 伊藤千作 )

町の財政を圧迫しない程度に、しない程度に見直していくというふうなことでやっていただきたい。今よりも大幅によくして、県議会のことなどいろいろなことを踏まえて、今よりはるかによくなったなということが言えるように、ぜひ見直していただきたい。

町長、まず、最後にそのことをちょっと。

議 長 ( 金子芳継 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

県内でも多分、雪の多い少ない、当然あると思います。三種町内でもやはり八竜地域と上岩川、下岩川地域は当然降雪量が違います。一概に引くのは難しいことではありますけれども、あくまでも契約がこれによしとして業者と委託契約を結んでいるものでございますので、まず、原則はまずそこにあると私個人は思っております。ただこれから、やはりこういう雪が少ないのが常態化してくると、やはりそのあたりは考えていかなければいけないだろうと。それは当然同じような気候条件の町村も含めて、そういうところともいろいろ情報交換しながら、最終的に決断しなければいけないかなと、このように考えております。

議 長 ( 金子芳継 )

3 番。

3 番 ( 伊藤千作 )

ぜひ、いい方向に見直しをしていただきたいということを申し上げて、次に移りたいと思います。

それで、地球温暖化の問題が今もう大変な大きな問題になってきております。これは、運動としてはどちらかというと若い人がこの温暖化に対して非常に憂慮をして、運動を広げて起こしているというのが今の世界の現状だろうと思います。一番、皆さんもご承知のように、いろいろテレビに出てきたりしているあの少女ね、さっき私言いましたスウェーデンの高校生です、環境活動家のグレタさんね、あの人が有名なのですが、あの人も中心になって若い人が大いに地球温暖化の運動を、今世界で広く運動が起きております。これは、やっぱり、今地球温暖化って危機的な状況だっているのは共通認識として今みんな持っていると思うんです。それは、例えば2015年に採択されたパリ協定ってあるんですけども、その中で世界の平均気温上昇は、産業革命前ってかなり前ですよ、産業革命前と比較しても2度より十分低く抑え、1.5度に抑制する努力目標を今設定している。1度とか2度とかって、たかが大したことないように見えるけれども、この1.5

度というのがもう大変な、地球を破滅的にだめにするかどうかの境目であるということ言われているんです。この、そういう、枠内におさめるっていうことが今打ち出されているんですけども、1.5度の上昇であっても今深刻な熱波とか嵐、水不足、山林火災、食料生産の不安定化などが今世界で続々と生じてきているということで、この1.5度以内におさめないと、今地球が破滅的な状況に、30年後は導かれるという危機感に基づいて、今、こういうふうなことがやられているんです。ですから、日本でもそういうふうなところに持っていかなければならないのですけれども、日本では台風とか、皆さんご承知のように豪雨災害の大規模化、猛暑による米の生産への打撃、そして海水温上昇による不漁など、さまざまな深刻な影響が今出てきております。ところが、世界のジャーマンウォッチという組織があるんですけども、地球温暖化の影響が指摘される豪雨や熱波など、気象災害の影響が大きかった国のランキングが発表されているんです。そして、2018年は日本がワーストワン。ワーストワンですよ、となっております。にもかかわらず、日本政府は石炭火力発電所を増設あるいは輸出し、削減目標の上積み拒否しております。そして、環境NGOから何度も化石賞を得ているというふうな状況なんです。ですから、これは、ちょっと日本政府というのはなかなかその方向に踏み出せないような政府のもとで、我々生活しているんですけども、しかし各地で、この地球温暖化はこれ以上だめだっていうことで、環境宣言があちこちで出されてきているというふうな、気候非常事態宣言ね、あちこちで出されてきているということだろうと思うんです。ですから、この三種町でも、町長、率先してこの郡内、あるいは県内、県内まだ1つもないんですから、率先して宣言やれば「お、三種町、すごい」ということにつながるんですって。何でもいいから先につくらないとだめなんですよ、本当。これをやれば「お、三種町は率先してやっているな」ということになるので、ぜひ、町長取り組んでくださいよ。もう一度。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

先ほど、白馬村の宣言のほうにもありましたとおり、宣言してその後いろいろな行動指針だとか、そういう部分もやらなければいけないということで、これは私が宣言するだけではなくて、やはり町民皆さんがしっかりその宣言を理解した上でよしとしなければいけないと私は思っております。これは、議会の皆さん含め、そういう環境が整ったときに、しっかり判断したいなと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番。

3番 （ 伊藤千作 ）

まずね、町長の姿勢が大事なんです、これ、何っていったって。町長がや



ろうという方向に持っていければ議会も町民も大体ついていくんです。ですから、町長これから、これらについてちょっと検討を加えてもらって、いい方向になるように、ぜひ率先してこれらについての運動を高めてもらって、行く行くは三種町が一番であったというふうになれるように頑張ってくださいということを申し上げて、終わります。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

---

午後3時04分 散 会

